

第6期 赤磐市障害福祉計画
第2期 赤磐市障害児福祉計画

2021(令和3)年3月

岡山県 赤磐市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 市の計画における位置付け	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の策定体制	3
第2章 障害者を取り巻く状況	4
1. 人口等の状況	4
2. 障害者の状況	5
3. 就学等の状況	17
4. 雇用・就労の状況	20
5. アンケート結果のまとめ	22
第3章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進	30
第1節 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の実績	30
1. 数値目標と実績	30
2. 障害福祉サービスの提供	33
3. 地域生活支援事業の実施	37
第2節 障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたって	38
1. 国の「基本指針」	38
2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系	40
3. サービス利用者の状況	41
第3節 基本指針に基づく目標値	42
1. 成果目標について	42
2. 成果目標に対する目標値	43
第4節 障害福祉サービスの見込みと確保策	47
1. 訪問系サービス	47
2. 日中活動系サービス	49
3. 居住系サービス	51
4. 相談支援	52
5. 精神障害者支援	53
6. 相談支援体制の充実・強化のための取組	56
7. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	57
8. 地域生活支援事業	59
第5節 障害児支援の見込みと確保策	68
1. 障害児通所支援等	68
2. 子ども子育て支援	70
第4章 計画の推進と評価	71
1. 計画の推進体制	71
2. 計画の点検・評価	72
資料編	73
1. 赤磐市障害福祉計画策定委員会規則	73
2. 赤磐市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会委員名簿	74

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国における障害者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、2006（平成18）年12月13日に国連総会において採択されました。日本は、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

2011（平成23）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このような様々な法整備や制度改革を経て、2014（平成26）に条約に批准し、その後も国により引き続き障害福祉の向上に向け、施策の見直しや新たな制度の検討が行われています。

本市では、2018（平成30）年度に「第三期障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」を策定し、様々な障害者施策を展開してきました。

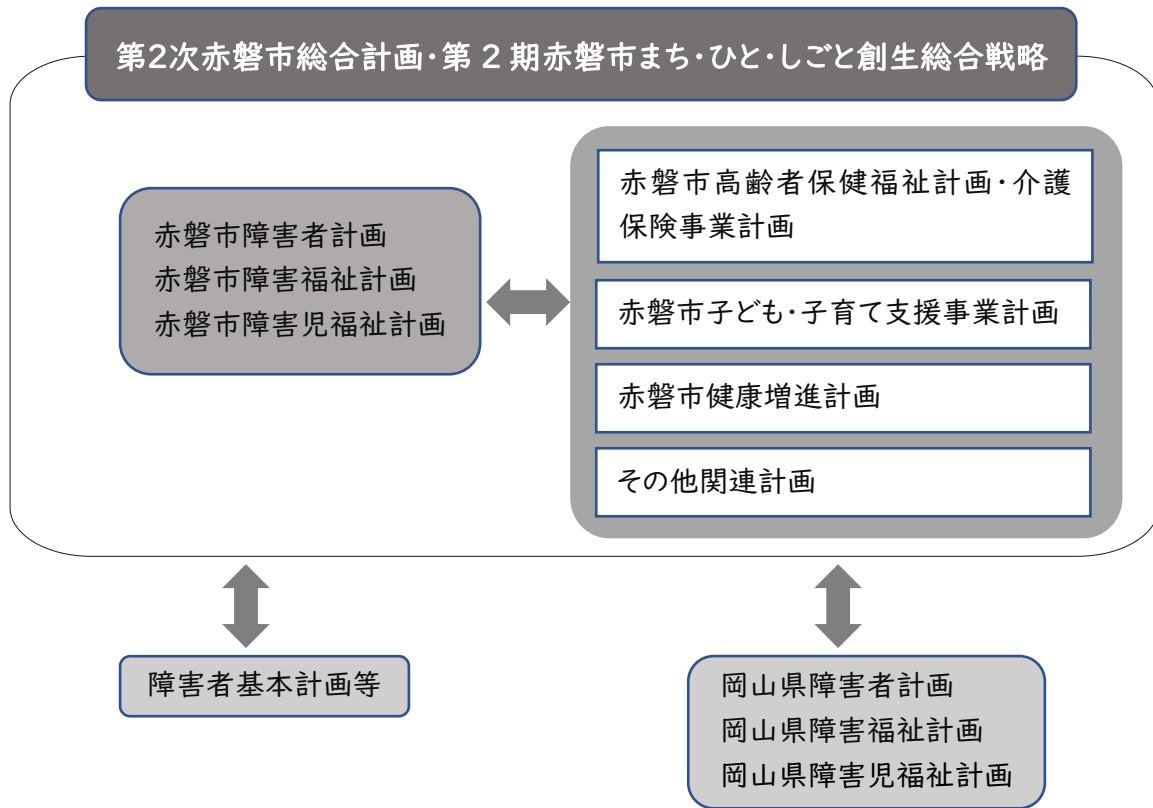
その中で「第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」が2020（令和2）年度で終了することから、障害の重度化や重複化、障害者や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化するなど、障害のある方を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、2021（令和3）年度を初年度とする「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」として見直し策定します。

2. 計画の位置付け

障害者計画は、「障害者基本法」の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障害福祉計画は「障害者総合支援法」第88条第1項及び障害児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく市町村障害福祉計画・障害児福祉計画として策定するものです。

3. 市の計画における位置付け

この計画は、市政運営の基本的な指針である「赤磐市総合計画」の分野別計画として位置付けられます。また、他の関連する分野別計画との整合性を保つものとします。



4. 計画の期間

「第三期障害者計画」は赤磐市の障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、計画期間は、6年間の計画となっています。「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国が定める基本指針に基づき3年間の計画とします。

なお、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などに対しては、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。

2015(H27) 年	2016(H28) 年	2017(H29) 年	2018(H30) 年	2019(R元) 年	2020(R2) 年	2021(R3) 年	2022(R4) 年	2022(R5) 年
第二期障害者計画			第三期障害者計画					
		見直し						
第四期障害福祉計画			第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画			第六期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画		
		見直し			見直し			

5. 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、行政関係者、保健医療関係者、障害者団体関係者、福祉関係者、学識経験者などからなる「赤磐市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会」を設置し、今後の障害者福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて取りまとめました。

(2) 障害者(児)実態調査の実施

計画の策定にあたり、障害者(児)の実態やニーズなどを把握し計画策定の基礎資料とするために、市内に現住所のある障害者(児)を対象にアンケート調査を実施しました。

赤磐市福祉に関するアンケート調査	
調査対象者	2020(令和2)年10月1日現在、赤磐市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、障害児通所サービス受給者証を所持している人【無作為抽出】
調査方法	郵送法(郵送配布、郵送回収)
調査時期	2020(令和2)年10月
調査件数	800件(有効回答数466件、有効回収率58.3%)

(3) 事業所実態調査の実施

計画の策定にあたって、各事業所の今後の障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する事業計画を尋ね、赤磐市のサービス見込み量を算出するための基礎資料として活用するためにアンケートを実施しました。

赤磐市福祉に関するアンケート調査	
調査対象者	赤磐市内の事業所
調査方法	郵送による調査票の配布・電子メールによるPDFデータ回収
調査時期	2020(令和2)年10月
調査件数	22件(有効回答数21件、有効回収率95.5%)

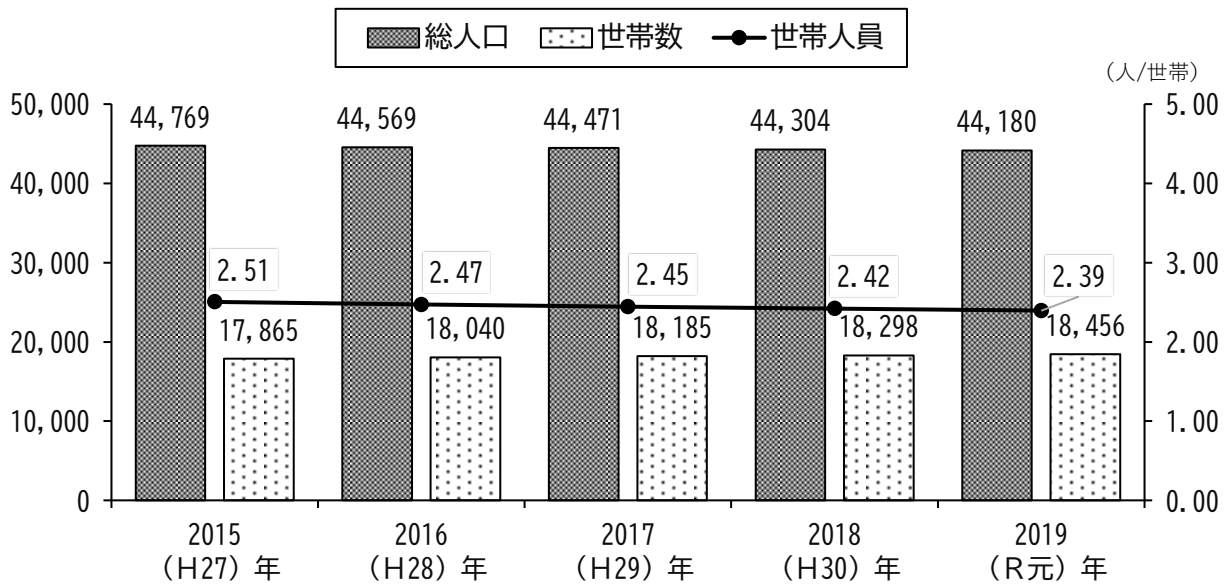
第2章 障害者を取り巻く状況

1. 人口等の状況

本市の人口は、2019(令和元)年10月1日現在44,180人(2015(平成27)年を100.0とした場合98.7)となっており、2015(平成27)年から589人の減少となっています。

また、1世帯当たりの人員(世帯人員)は、2015(平成27)年の2.51人から2019(令和元)年で2.39人と、緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



(単位: 人、世帯、%)

区分	2015(H27)年	2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R元)年	増減率
総人口	44,769	44,569	44,471	44,304	44,180	98.7
世帯数	17,865	18,040	18,185	18,298	18,456	103.3
世帯人員	2.51	2.47	2.45	2.42	2.39	95.2

注:増減率は2015(平成27)年を100とした場合の2019(令和元)年の割合を示している。

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

2. 障害者の状況

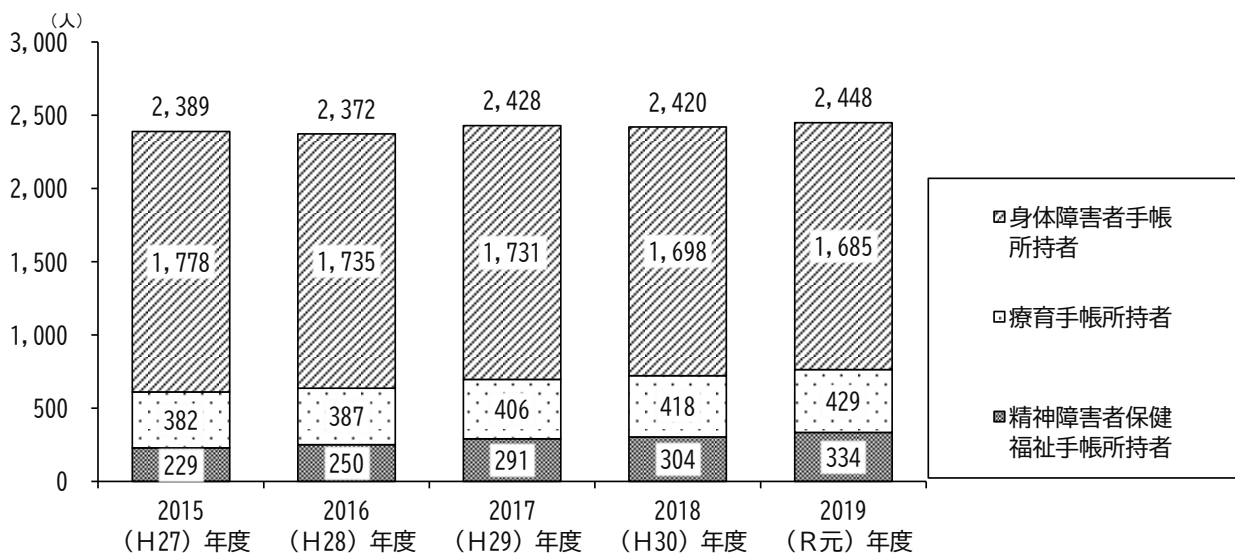
(1) 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、2019(令和元)年度には2,448人となっています。

障害者手帳の種類別で見ると、2019(令和元)年度では「身体障害者手帳所持者」が1,685人と最も多く、全体の7割近く(68.8%)を占めています。「療育手帳所持者」は429人で17.5%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は334人で13.6%となっています。

2015(平成27)年度からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が大幅に増加しています。また、「療育手帳所持者」も増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



(単位:人、%)

区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
身体障害者手帳所持者	1,778 (74.4%)	1,735 (73.1%)	1,731 (71.3%)	1,698 (70.2%)	1,685 (68.8%)	94.8
療育手帳所持者	382 (16.0%)	387 (16.3%)	406 (16.7%)	418 (17.3%)	429 (17.5%)	112.3
精神障害者保健福祉手帳所持者	229 (9.6%)	250 (10.5%)	291 (12.0%)	304 (12.6%)	334 (13.6%)	145.9
合計	2,389	2,372	2,428	2,420	2,448	102.5

注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

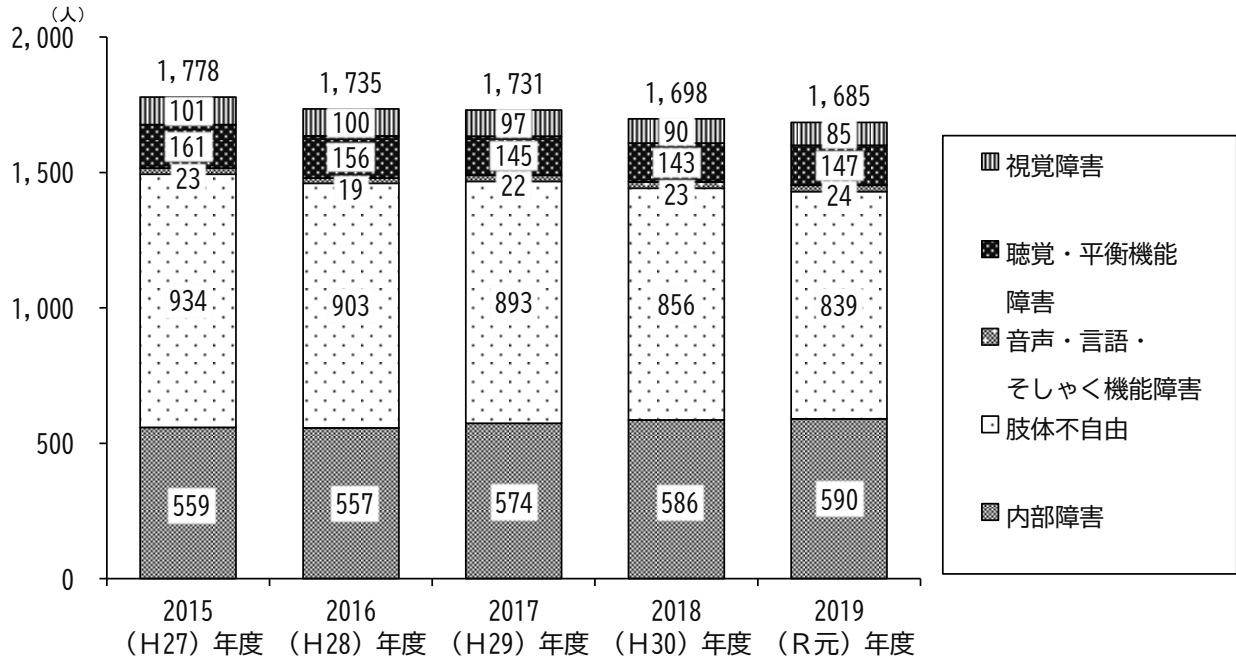
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は年々減少し、2019(令和元)年度には1,685人となっています。

障害種類別でみると、2019(令和元)年度では「肢体不自由」が839人と最も多く、次いで「内部障害」が590人、「聴覚・平衡機能障害」が147人の順となっています。

2015(平成27)年度からの推移では、「内部障害」「音声・言語・そしゃく機能障害」が増加していますが、「視覚障害」「肢体不自由」「聴覚・平衡機能障害」は減少しています。

【障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



(単位:人、%)

区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
視覚障害	101	100	97	90	85	84.2
聴覚・平衡機能障害	161	156	145	143	147	91.3
音声・言語・そしゃく機能障害	23	19	22	23	24	104.3
肢体不自由	934	903	893	856	839	89.8
内部障害	559	557	574	586	590	105.5
合計	1,778	1,735	1,731	1,698	1,685	94.8

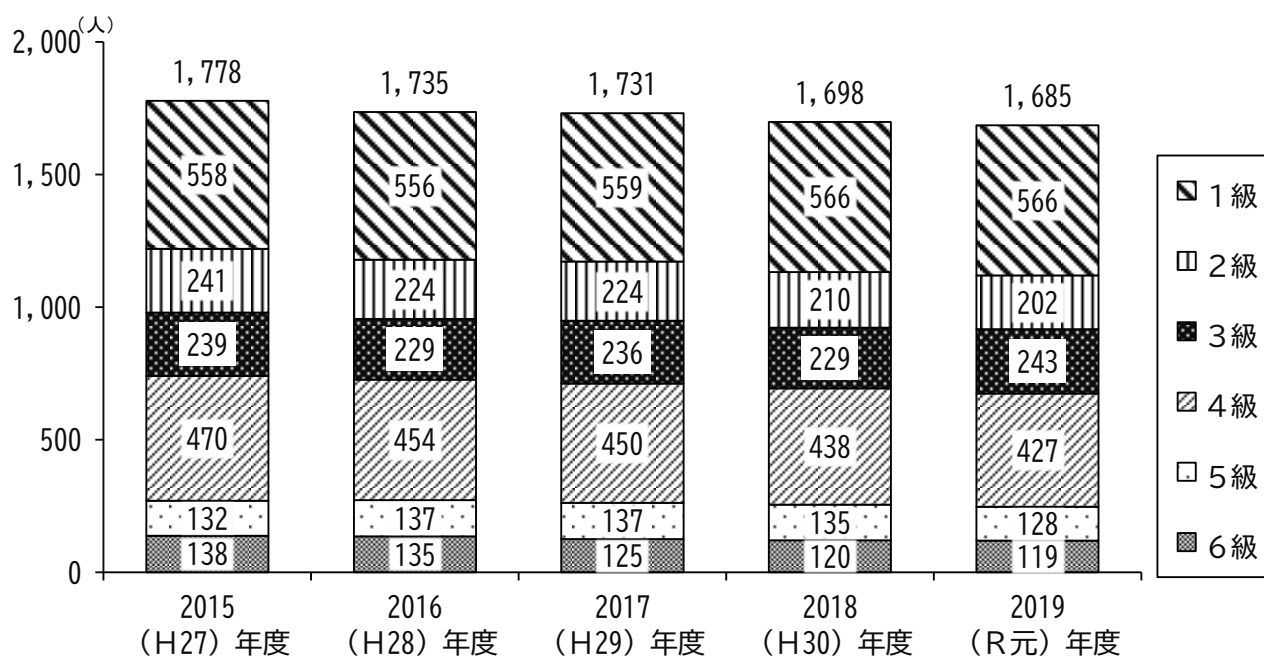
注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

等級別で見ると、2019(令和元)年度では、「1級」が566人と最も多く、全体の3割以上(33.6%)を占めています。次いで「4級」が427人(全体に占める構成比25.3%)、「3級」が243人(同14.4%)の順となっています。

2015(平成27)年度からの推移では、「1級」と「3級」が微増となっていますが、その他の等級は減少しています。そのうち、「2級」は83.8%、「6級」は86.2%となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



(単位:人、%)

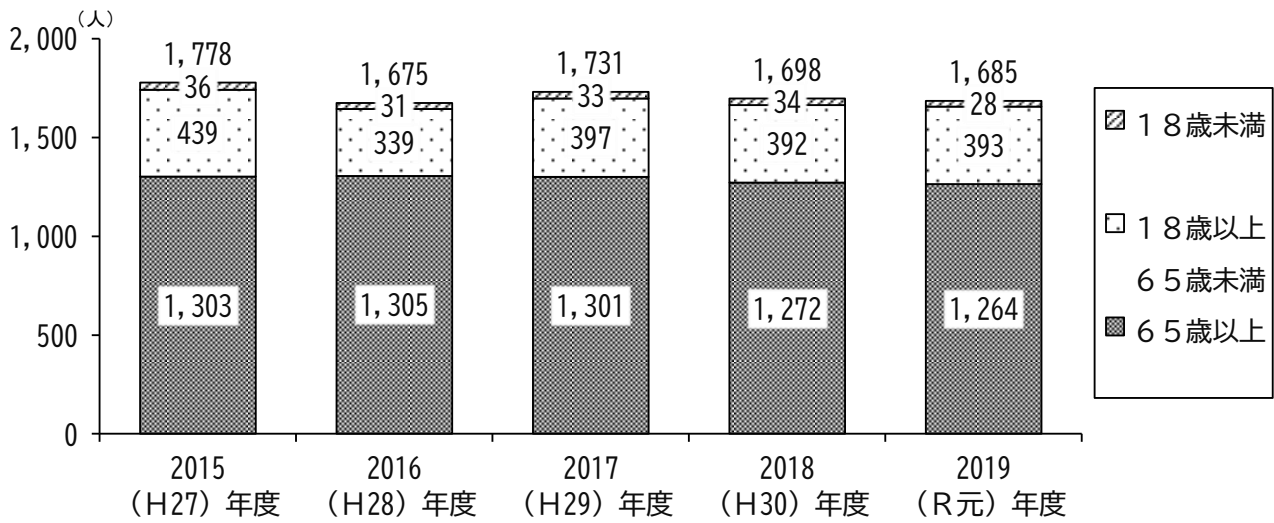
区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
1級	558	556	559	566	566	101.4
2級	241	224	224	210	202	83.8
3級	239	229	236	229	243	101.7
4級	470	454	450	438	427	90.9
5級	132	137	137	135	128	97.0
6級	138	135	125	120	119	86.2
合計	1,778	1,735	1,731	1,698	1,685	94.8

注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

年齢区分別では、「18歳未満」については、増減はあるものの減少傾向にあります。

【年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移】



(単位:人、%)

区分	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	増減率
18歳未満	36	31	33	34	28	77.8
18歳以上 65歳未満	439	339	397	392	393	89.5
65歳以上	1,303	1,305	1,301	1,272	1,264	97.0
合計	1,778	1,675	1,731	1,698	1,685	94.8

注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

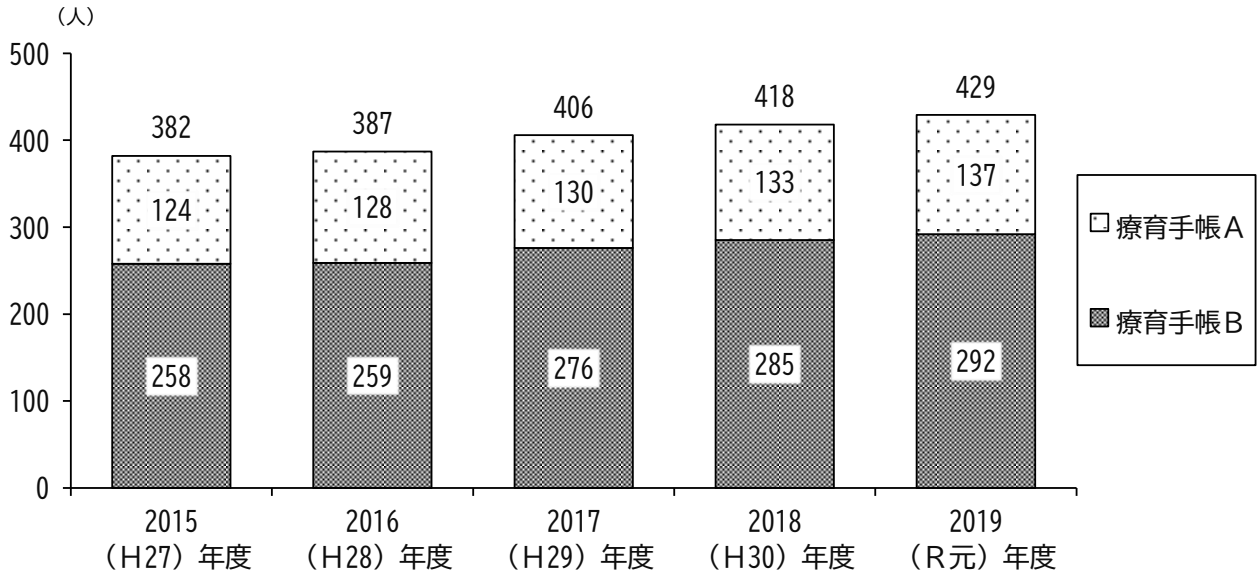
(3) 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は2019(令和元)年度で429人と、増加傾向で推移しています。

障害程度別で見ると、2019(令和元)年度では「B(中度及び軽度)」が292人と、「A(最重度及び重度)」の137人を大幅に上回っています。

2015(平成27)年度からの推移では「A(最重度及び重度)」「B(中度及び軽度)」ともに増加しています。

【障害程度別療育手帳所持者数の推移】



(単位:人、%)

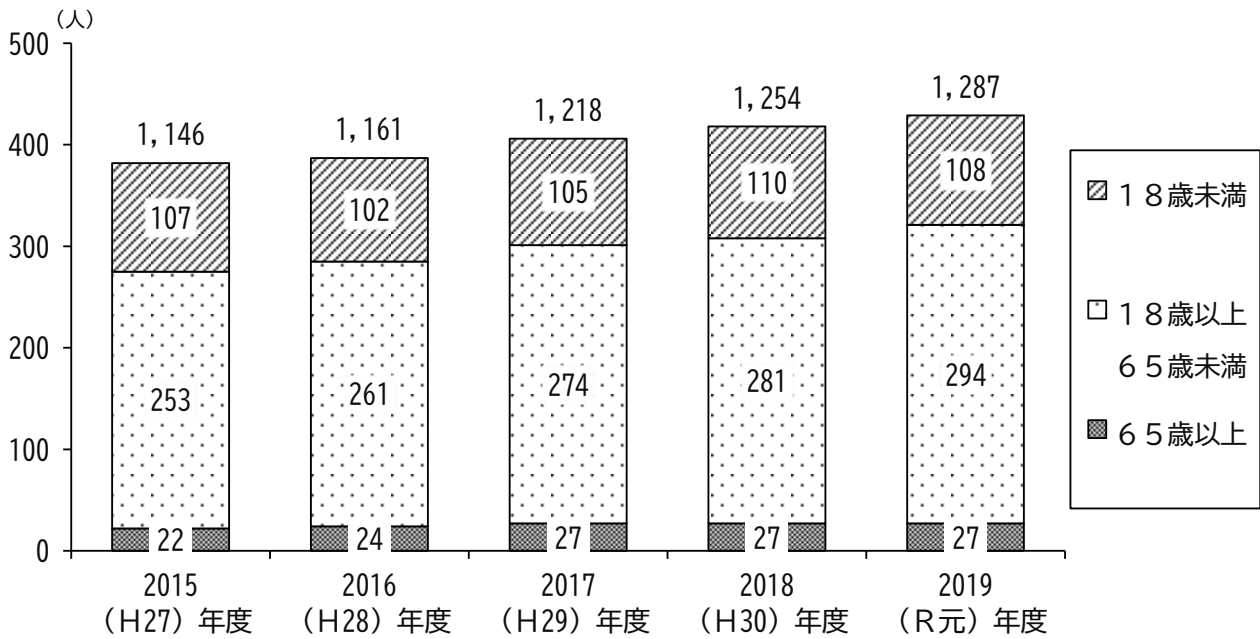
区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
療育手帳A	124	128	130	133	137	110.5
療育手帳B	258	259	276	285	292	113.2
合計	382	387	406	418	429	112.3

注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

年齢区別では、「18歳未満」は増減はあるもののほぼ一定の人数となっています。

【年齢区別療育手帳所持者数の推移】



(単位:人、%)

区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
18歳未満	107	102	105	110	108	100.9
18歳以上 65歳未満	253	261	274	281	294	116.2
65歳以上	22	24	27	27	27	122.7
合計	382	387	406	418	429	112.3

注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

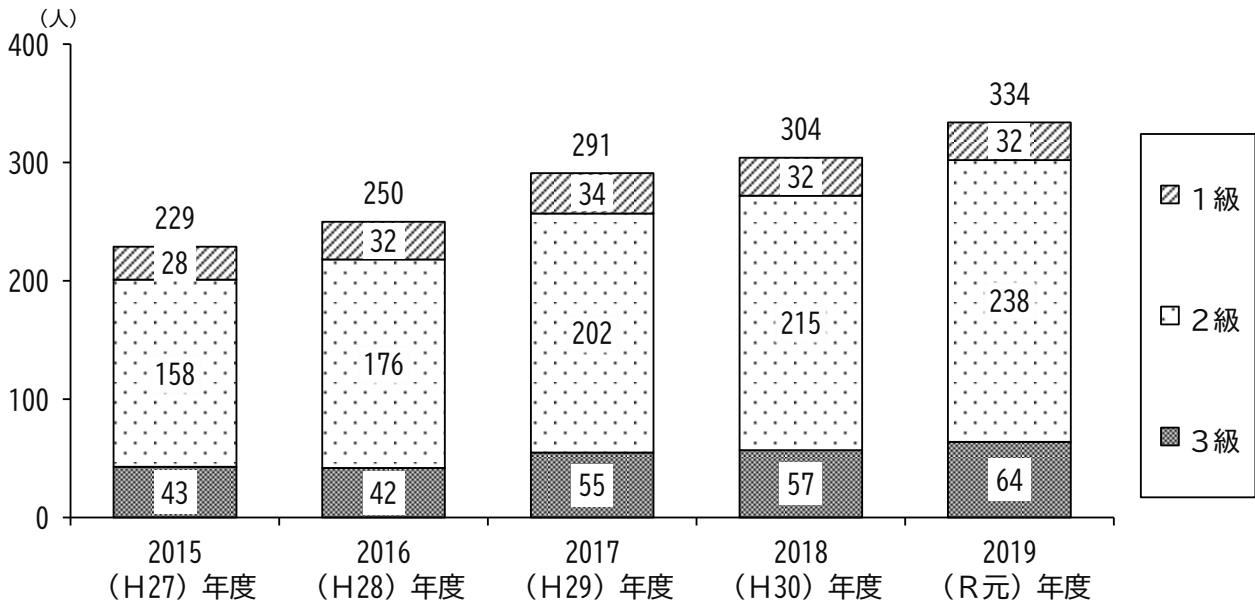
資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2019(令和元)年度で 334 人と、増加で推移しています。

等級別でみると、2019(令和元)年度では「2級(中度)」が 238 人と最も多く、全体の7割以上(71.3%)を占めています。次いで「3級(軽度)」が 64 人(全体に占める構成比 19.2%)、「1級(重度)」が 32 人(同 9.6%)の順となっており、2015(平成 27)年度からの推移では、全ての等級で増加となっていますが、「2級(中度)」と「3級(軽度)」が大幅に増加しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(単位:人、%)

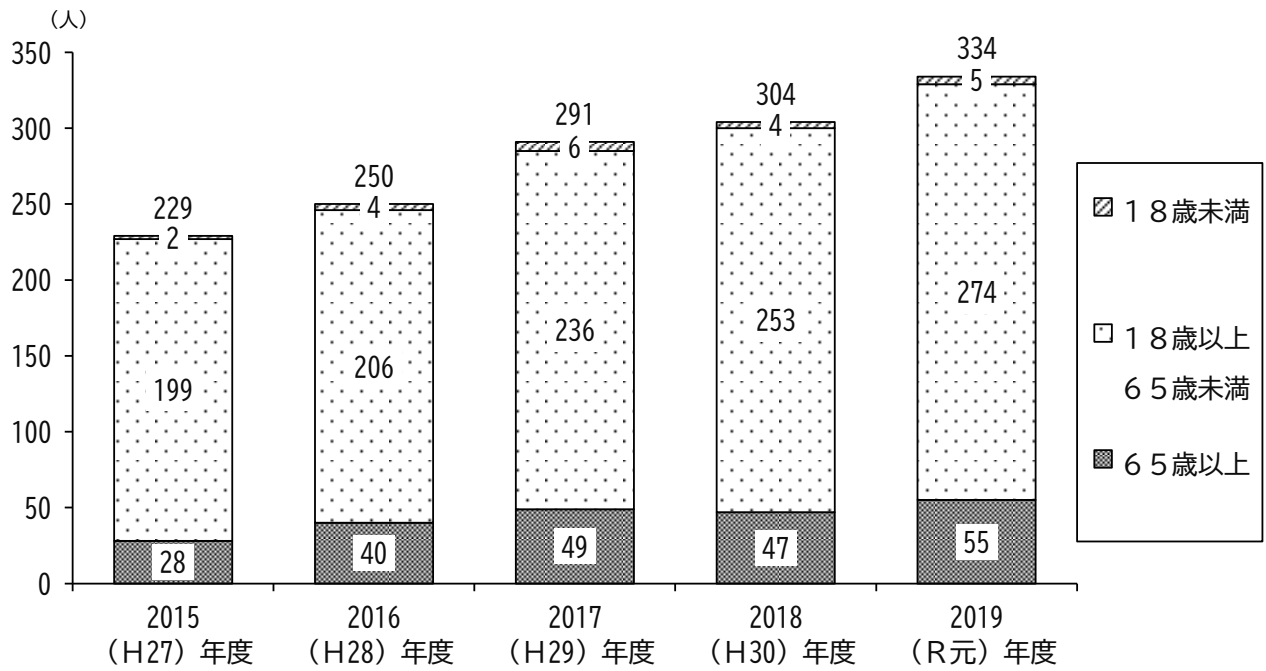
区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
1級	28	32	34	32	32	114.3
2級	158	176	202	215	238	150.6
3級	43	42	55	57	64	148.8
合計	229	250	291	304	334	145.9

注:増減率は2015(平成 27)年度を 100 とした場合の 2019(令和元)年度の割合を示している。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

年齢区分別でみると、全ての年齢層で増加しています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(単位:人、%)

区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
18歳未満	2	4	6	4	5	250.0
18歳以上 65歳未満	199	206	236	253	274	137.7
65歳以上	28	40	49	47	55	196.4
合計	229	250	291	304	334	145.9

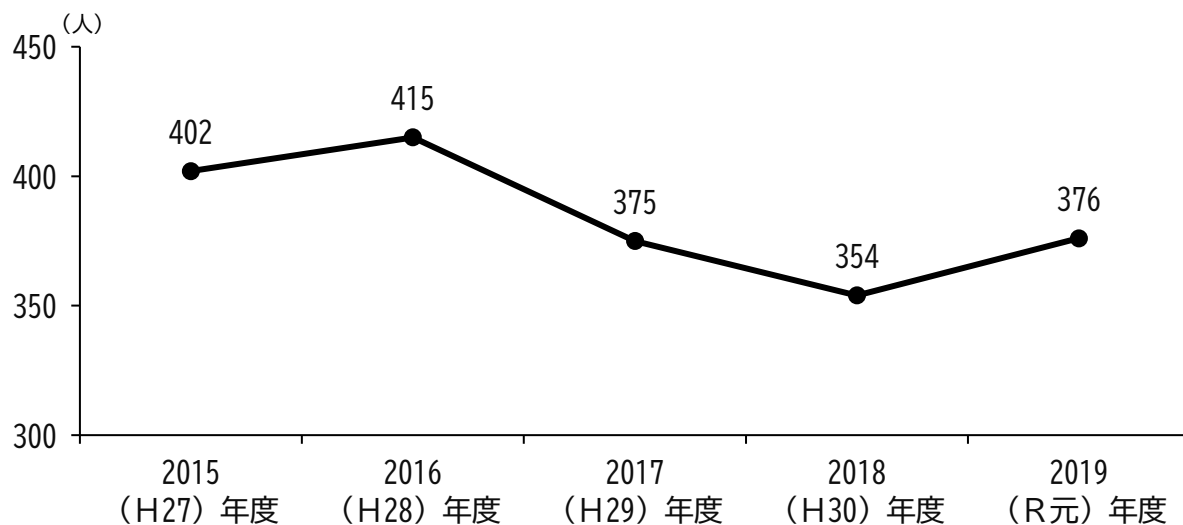
注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

(5) 難病患者の状況

本市の特定疾患医療受給者証所持者数は、2019(令和元)年度で376人となっています。2015(平成27)年度からの推移では、増減はあるものの緩やかな減少傾向となっています。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】



(単位:人、%)

区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
特定疾患医療受給者証所持者	402	415	375	354	376	93.5

注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

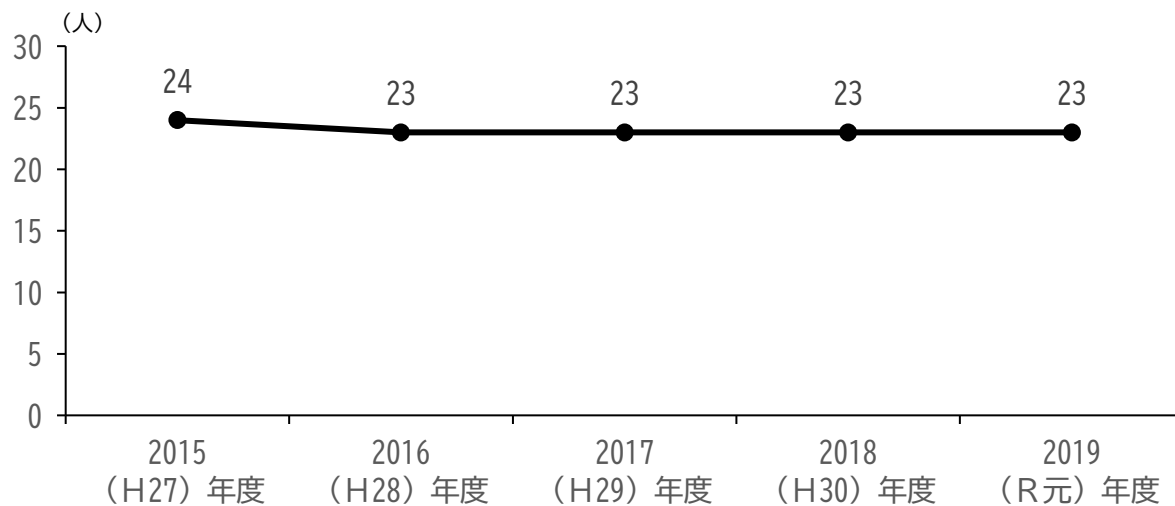
資料:岡山県障害福祉課(各年度3月31日現在)

(6) 障害のある子どもの状況

①重症心身障害児

本市の重症心身障害児の数は、2019(令和元)年度で23人となっています。
2015(平成27)年度から横ばいで推移しています。

【重症心身障害児の数の推移】



(単位:人、%)

区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
重症心身障害児	24	23	23	23	23	95.8

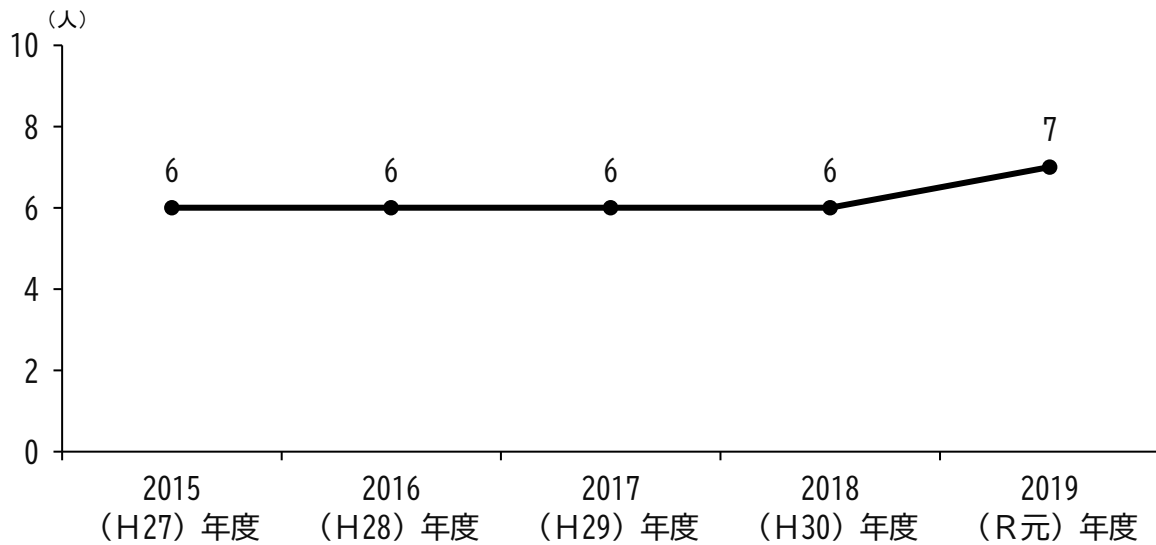
注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

②医療的ケア児

本市の「医療的ケア児」の数は、2019(令和元)年度で7人となっています。2015(平成27)年度から横ばいで推移しています。

【医療的ケア児の数の推移】



(単位:人、%)

区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
医療的ケア児	6	6	6	6	7	116.7

注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

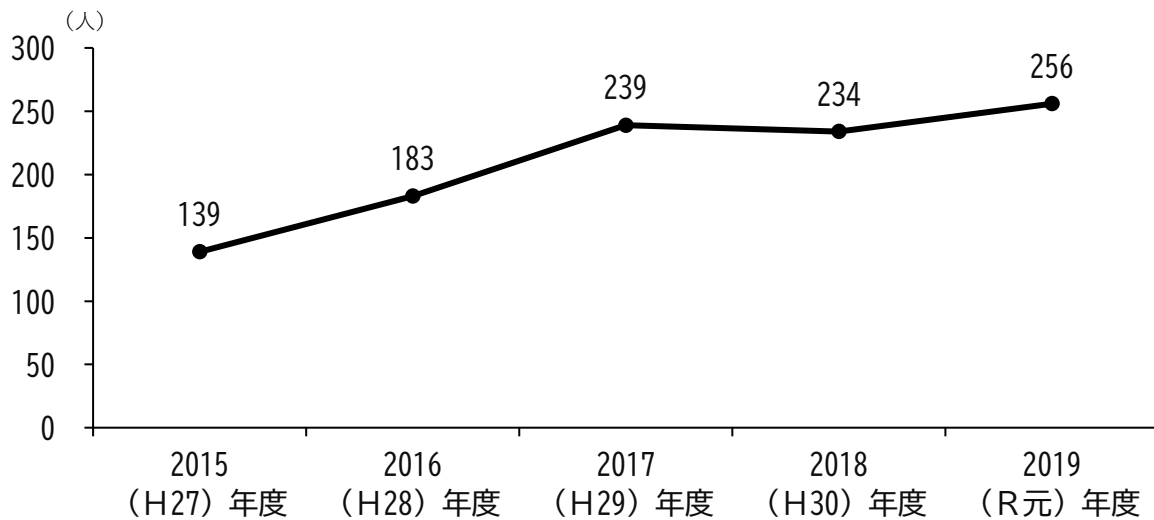
資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

③障害児入所支援・障害児通所支援受給者

本市の「障害児入所支援・障害児通所支援受給者」の延人数は、2019(令和元)年度で 256 人となっています。

2015(平成 27)年度からは、増加傾向にあります。

【障害児入所支援・障害児通所支援受給者の延人数の推移】



(単位:人、%)

区分	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	増減率
障害児入所支援・障害児通所支援受給者(延人数)	139	183	239	234	256	184.2

注:増減率は2015(平成27)年度を100とした場合の2019(令和元)年度の割合を示している。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

3. 就学等の状況

(1) 保育所・認定こども園等の状況

2020(令和2)年5月1日現在、保育所・認定こども園における障害児の在籍状況は、合わせて89人となっています。

■ 保育所・認定こども園の障害児在籍状況

単位:人

		2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年
保育園	在籍児数	1,336	1274	1,194	1,180	1,154
	障害児数	66	69	82	67	73
	加配保育士数	12	14	12	9	12
認定こども園	在籍児数	—	71	195	204	203
	障害児数	—	1	15	14	16
	加配保育士数	—	1	1	2	1

資料:子育て支援課(各年5月1日現在)

(2) 児童発達支援の利用状況

2016(平成28)年と比較して、児童発達支援の利用時児は2倍以上の124人となっています。

■ 児童発達支援の利用状況

単位:人

	2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年
利用児数	60	93	120	124	124

資料:社会福祉課(各年5月1日現在)

(2) 特別支援学級等の状況

2020(令和2)5月1日現在、市内の特別支援学級の設置状況は、小学校 12 校 37 学級、中学校5校 13 学級となっています。

児童・生徒の在籍状況は、小学校の児童数は 204 人、中学校の生徒数は 65 人となっており、2016(平成 28)年以降、小学校の児童数が増加しています。また、通級指導に通う児童数も増加しています。

■ 特別支援学級の設置状況

単位:人

		2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年
小学校	児童数	2,368	2,410	2,394	2,413	2,419
	学校数	12	12	12	12	12
	設置校数	9	9	9	9	10
	学級数	22	27	29	32	37
	特別支援学級児童数(率)	125 (5.3%)	150 (6.2%)	172 (7.2%)	189 (7.8%)	204 (8.4%)
中学校	生徒数	1,245	1,237	1,178	1,155	1,147
	学校数	5	5	5	5	5
	設置校数	5	5	5	5	5
	学級数	11	14	13	20	13
	特別支援学級生徒数(率)	54 (4.3%)	57 (4.6%)	67 (5.7%)	69 (6.0%)	65 (5.7%)

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

■ 特別支援学級の在籍状況

単位:人

			2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年
知的障害	小学校	学級数	8	9	10	11	13
		児童数	41	45	49	55	57
	中学校	学級数	5	6	5	5	6
		生徒数	21	18	22	29	27
自閉症・情緒障害	小学校	学級数	14	18	19	21	24
		児童数	84	105	123	134	147
	中学校	学級数	6	8	8	8	7
		生徒数	33	39	45	40	38

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

■通級指導の状況

単位:人

	2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年
児童数	77	81	77	73	67

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

■特別支援学校の在籍状況

単位:人

		2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年
児童生徒数	小学部	6	14	17	22	22
	中学部	10	10	10	9	9
	高等部	11	19	25	24	23
	合 計	27	43	52	55	54

資料:学校教育課(2020(令和2)年5月1日現在)

■放課後等デイサービスの利用状況

単位:人

	2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年
児童生徒数	62	127	136	151	188

資料:社会福祉課(各年5月1日現在)

4. 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における雇用状況

障害者の法定雇用率は 2018(平成 30)年4月1日から民間企業で 2.2%とされておりますが、2021(令和3)年3月1日から2.3%に引き上げられました。2019(令和元)年6月1日現在、民間企業の実雇用率については赤磐市内の企業で 2.12%、岡山県内の企業で 2.45%となっています。

■民間企業における雇用状況(赤磐市内)

企業規模 従業員数 (人)	企業数	法定常用 労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業の割合 (%)
45.5~	19	3,070.0	65	2.21	68.4

資料:岡山労働局(2019(令和元)年6月1日現在)

■民間企業における雇用状況(岡山県内)

企業規模従業員数 (人)	企業数	法定常用 労働者数 (人)	障害者の数 [※] (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業 の割合 (%)
45.5~	768	50,321.5	1,555.0	3.09	49.7
100~299	521	79,330.5	1,928.0	2.43	58.3
300~499	102	35,805.5	751.0	2.10	48.0
500~999	56	34,944.0	735.0	2.10	48.2
1,000 以上	37	92,369.0	2,203.0	2.38	56.8
合計	1484	292,779.5	7,172.0	2.45	52.8

※「障害者の数」の内訳

単位:人

企業規模従業員数 (人)	障害者の数				合計 A×2+B+C +D×0.5
	重度障害者 (常用)【A】	重度障害者 (常用)である 短時間労働者 【B】	重度障害者 (常用)以外の 障害者【C】	重度障害者 (常用)以外の 短時間労働者 【D】	
45.5~	276	144	668	382	1,555
100~299	423	199	851	224	1,928
300~499	186	14	345	40	751
500~999	158	13	380	52	735
1,000 以上	430	76	1,144	246	2,203
合計	1,473	366	3,388	944	7,172

資料:岡山労働局(2019(令和元)年6月1日現在)

(2) 和気公共職業安定所管内の求職状況

赤磐市を含む和気公共職業安定所管内の求職状況は、下記のとおりです。

■管内の求職状況

単位:人

	第1種登録者 (身体障害者)	第2種登録者 (知的・精神障害者)	合計
有効求職者数	74	95	169
就職中の者	153	289	442
保留中の者	4	20	24

資料:和気公共職業安定所(2020(令和2)年10月31日現在)

(3) 行政における雇用状況

行政機関の障害者の雇用状況をみると、赤磐市、赤磐市教育委員会及び岡山県、岡山県教育委員会の実雇用率は、下記のとおりとなっています。

■行政における雇用状況(赤磐市内)

法定雇用率 2.5%が適用される機関	算定基礎職員数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	不足数※(人)
赤磐市	348	8.0	2.30	0.0
赤磐市教育委員会	99.5	1.0	1.01	1.0

資料:岡山労働局(2019(令和元)年6月1日現在)

■行政における雇用状況(岡山県内)

法定雇用率 2.5%が適用される機関	算定基礎職員数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	不足数※(人)
岡山県(知事部局)	4,296.0	105.5	2.46	1.5

法定雇用率 2.4%が適用される機関	算定基礎職員数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	不足数※(人)
岡山県教育委員会	10,406.5	263.0	2.53	0.0

資料:岡山労働局(2019(令和元)年6月1日現在)

※「不足数」とは、算定基礎職員数に法定雇用率を乗じて得た数字(1未満は端数切り捨て)から障害者数を減じて得た数であり、これがゼロとなることをもって法定雇用率達成となります。

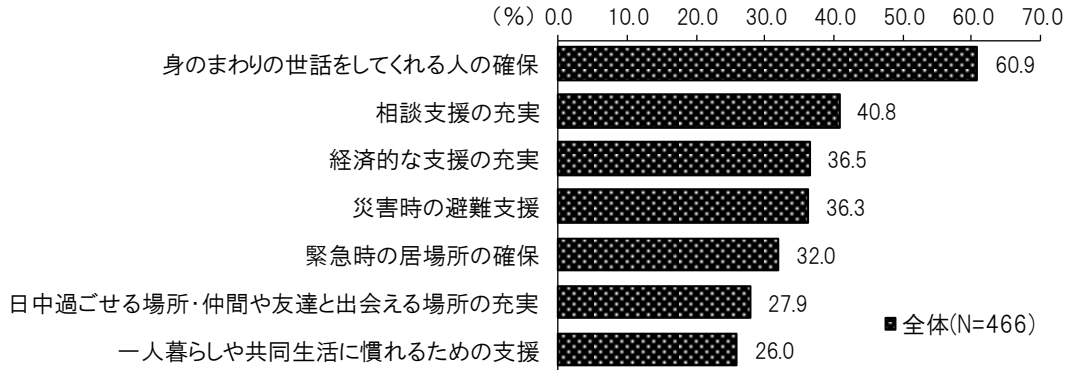
このため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数がゼロとなることがあり、この場合法定雇用率達成となります。

5. アンケート結果のまとめ

(1) 市民アンケートからのニーズ把握

① 介助者の高齢化やいなくなった場合に必要な支援について

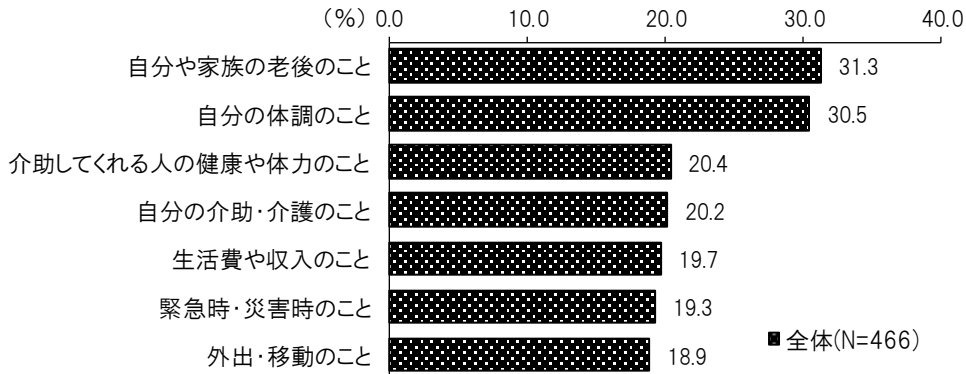
「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」が最多、次いで「相談支援の充実」「経済的な支援の充実」「災害時の避難支援」などが求められている。



② 相談したいことについて

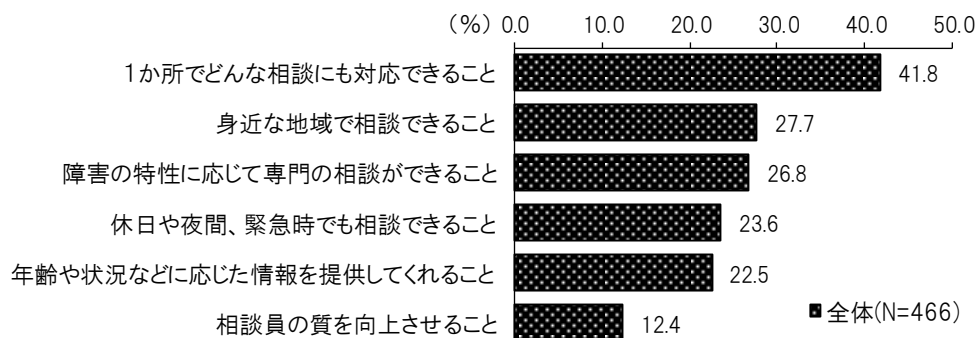
「自分や家族の老後のこと」「自分の体調のこと」「介助してくれる人の健康や体力のこと」「自分の介助・介護のこと」の順に多い。

特に身体障害者は「自分の介助・介護のこと」、知的障害者は「支援してくれる人のこと」、精神障害者は「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」が多い。



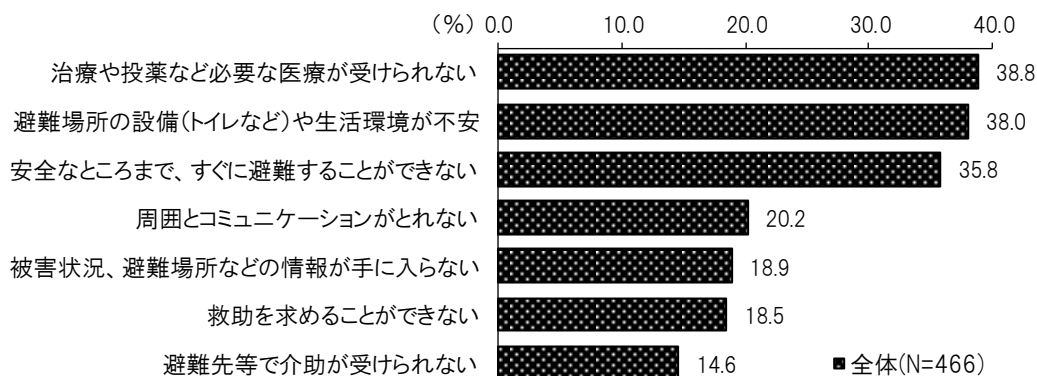
③相談先に望むことについて

「1か所でどんな相談にも対応できること」「身近な地域で相談できること」「障害の特性に応じて専門の相談ができること」の順に多い。

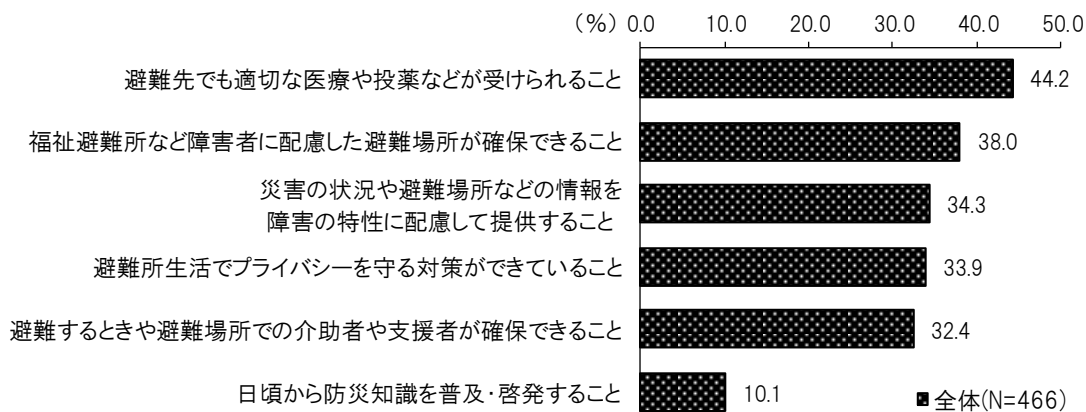


④災害時に必要な対策について

災害時は「必要な医療が受けられない」「避難場所の設備や生活環境が不安」「すぐに避難することができない」の順に多い。

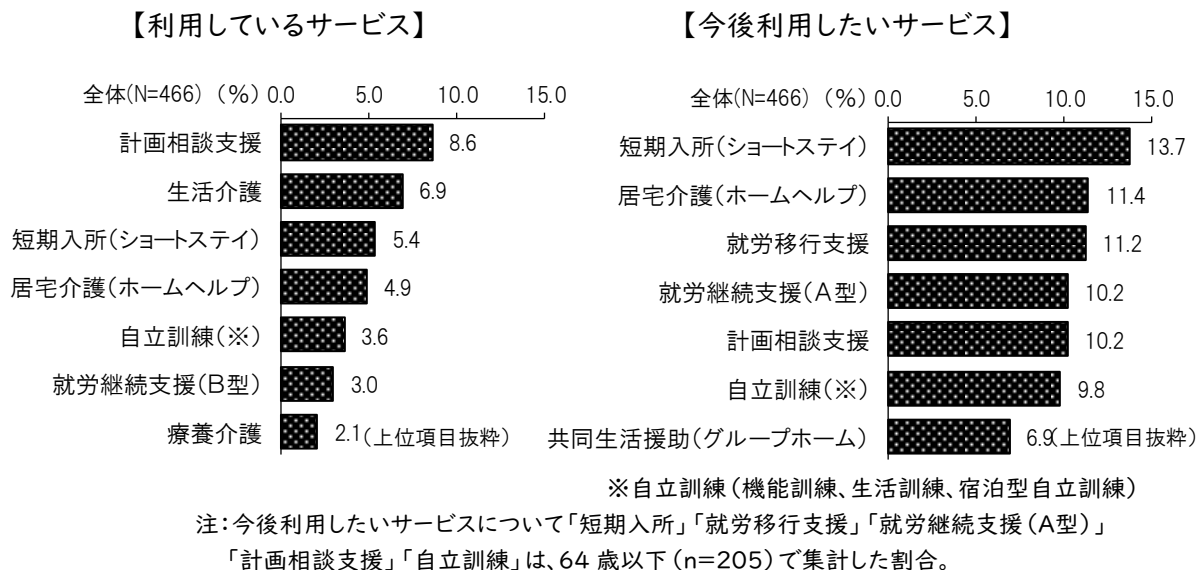


災害時に必要な対策としては、「適切な医療や投薬などが受けられること」「障害者に配慮した避難場所の確保」「災害の状況や避難場所などの情報を障害の特性に配慮して提供」の順に多い。

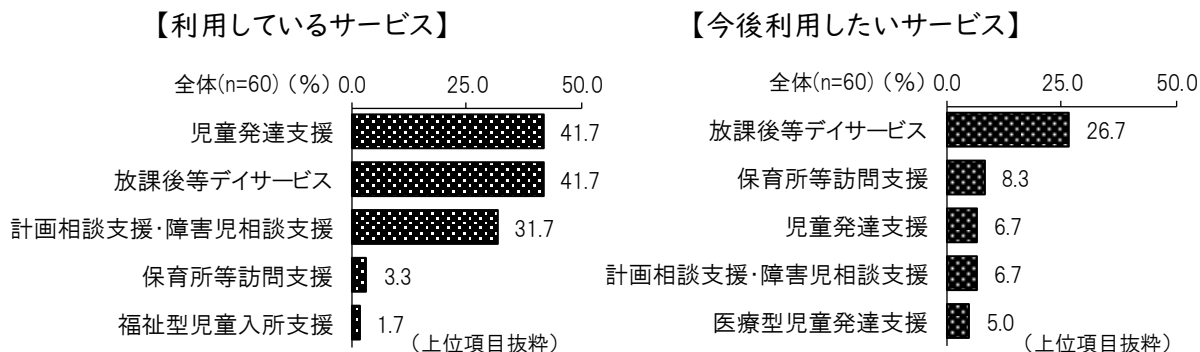


⑤障害福祉サービスの利用について

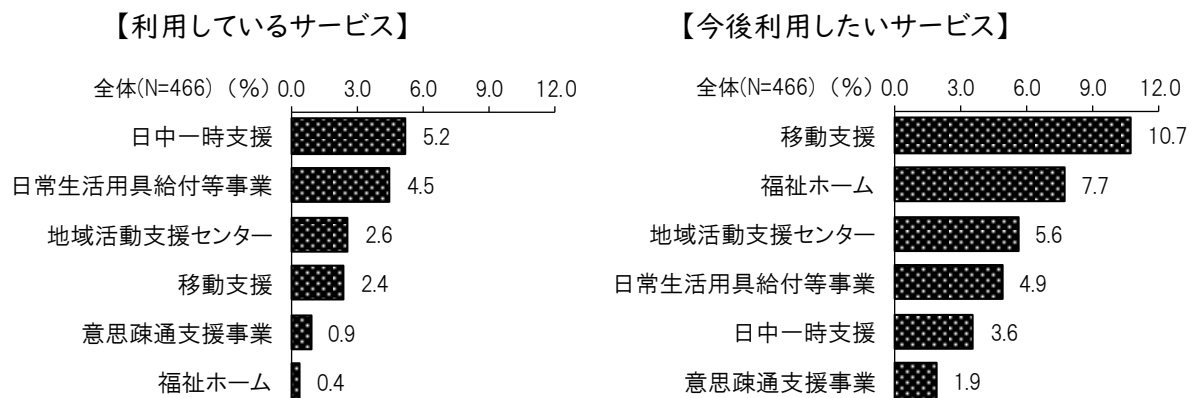
「計画相談支援」「生活介護」「短期入所(ショートステイ)」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「短期入所(ショートステイ)」「居宅介護(ホームヘルプ)」「就労移行支援」の順に多い。



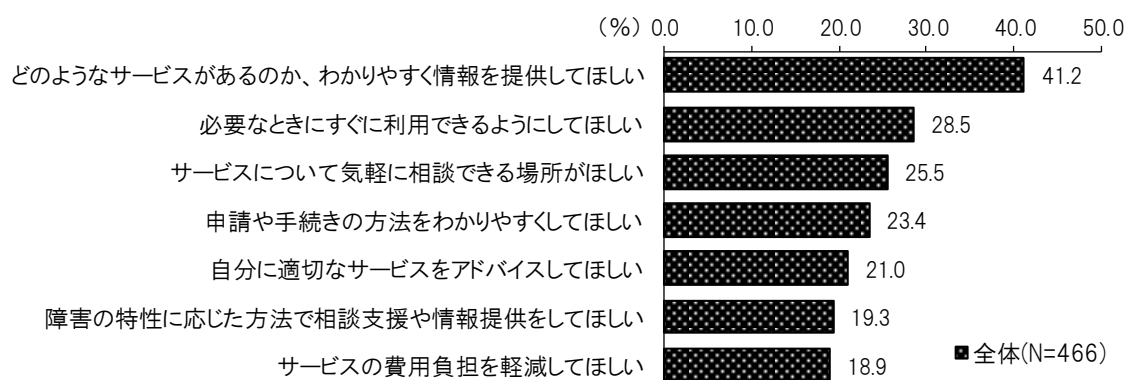
18歳未満対象では、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「計画相談支援・障害児相談支援」の順。今後利用したい障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「児童発達支援」「計画相談支援・障害児相談支援」の順に多い。



現在利用している地域生活支援事業は「日中一時支援」「日常生活用具給付等事業」「地域活動支援センター」の順に多い。今後利用したい地域生活支援事業は「移動支援」「福祉ホーム」「地域活動支援センター」の順に多い。



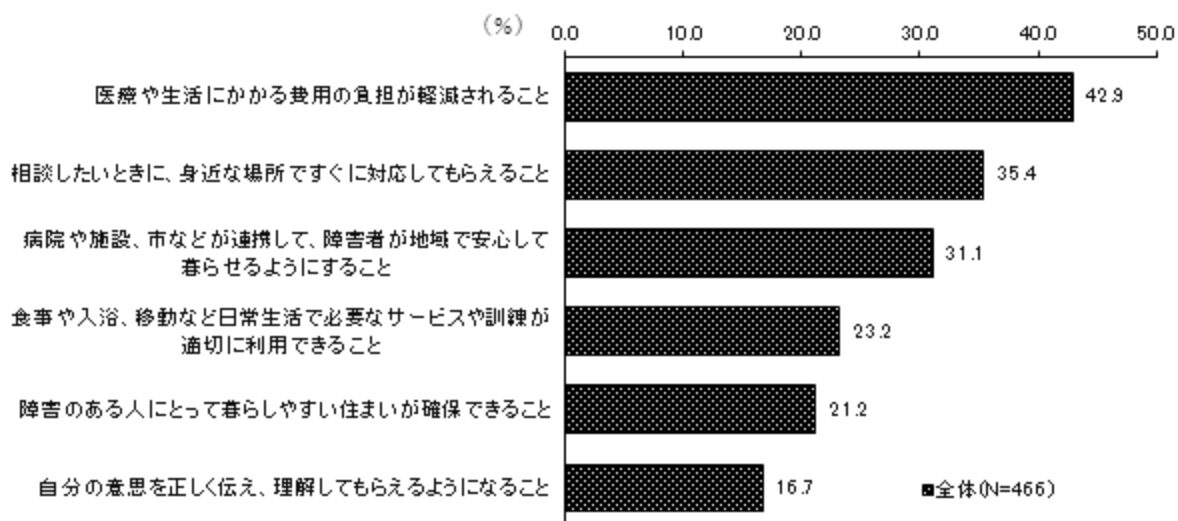
今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」などが求められている。



⑥地域で安心して暮らすために必要な支援について

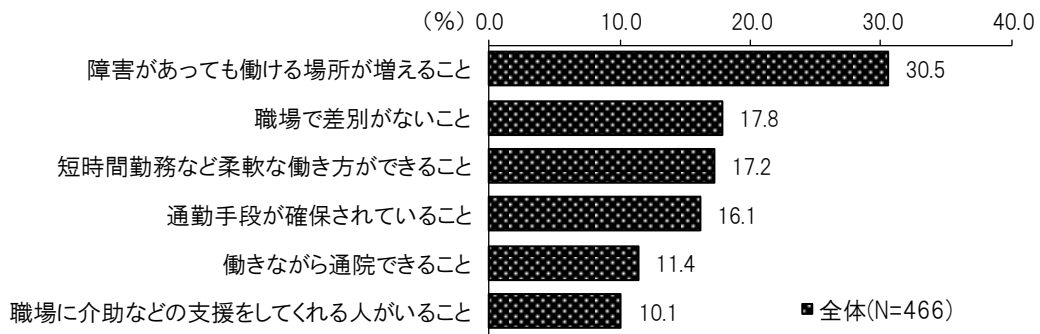
「医療や生活にかかる費用の負担が軽減されること」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」「病院や施設、市などが連携して、障害者が地域で安心して暮らせるようにすること」の順に多い。

特に知的障害者で「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」、精神障害者で「医療や生活にかかる費用の負担が軽減されること」が多い。



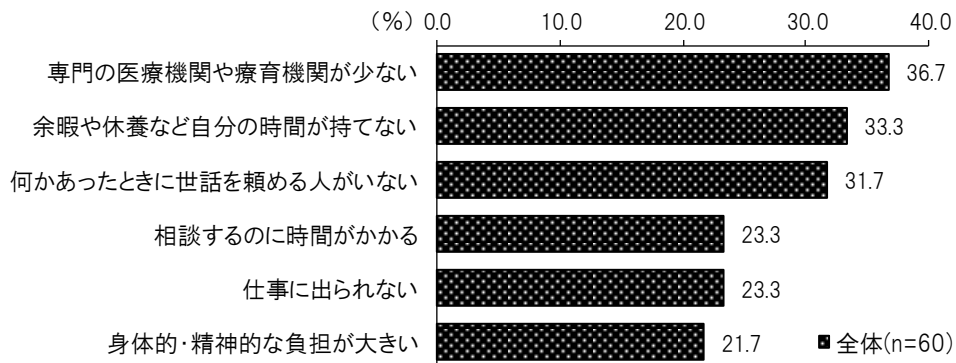
⑦障害のある人が働きやすくなるために必要なことについて

「障害があっても働ける場所が増えること」「職場で差別がないこと」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」などが求められている。

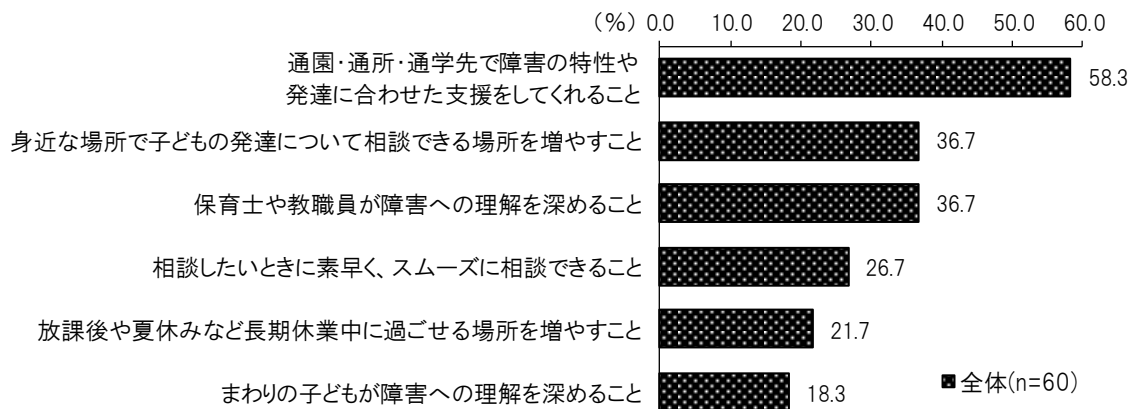


⑧療育・保育・教育について

子どもの介助や支援上の不安や悩みとしては、「専門の医療機関や療育機関が少ない」「自分の時間が持てない」「何かあったときに世話を頼める人がいない」などが多い。

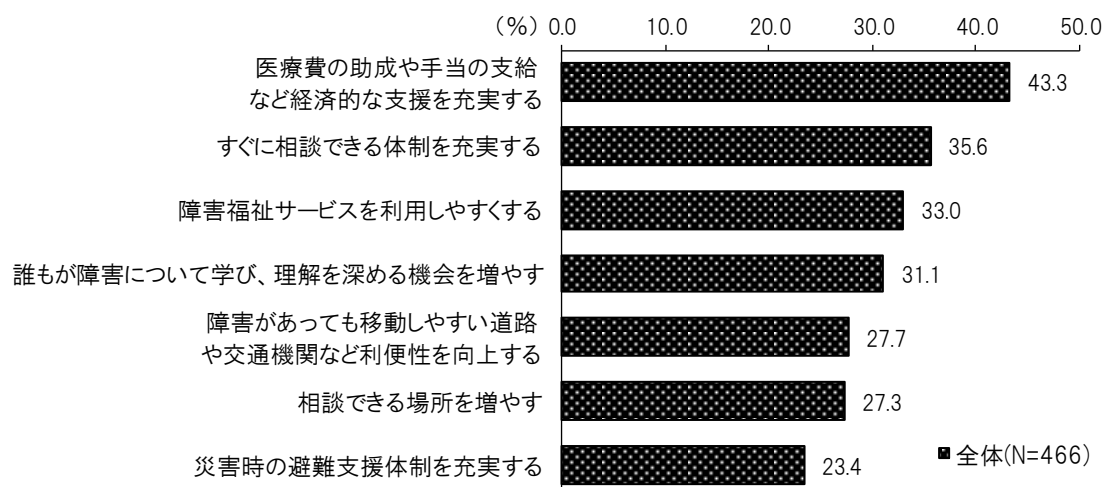


支援が必要な子どものために、「障害の特性や発達に合わせた支援」をはじめ、「子どもの発達について相談できる場所を増やす」「保育士や教職員が障害への理解を深める」ことなどが求められている。



⑨行政の福祉施策について

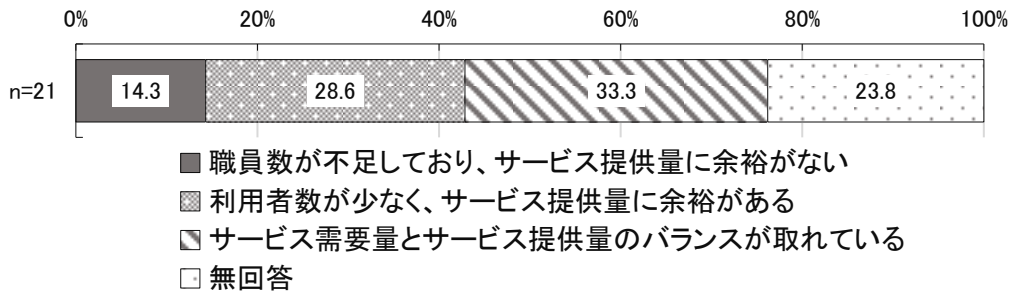
障害のある人が住みやすいまちをつくるため、行政が取り組むべきこととして、「経済的な支援」をはじめ、「相談支援体制の充実」、「障害福祉サービスや障害についての学びの場の充実」、「移動の利便性向上」などが求められている。



(2) 事業所アンケート

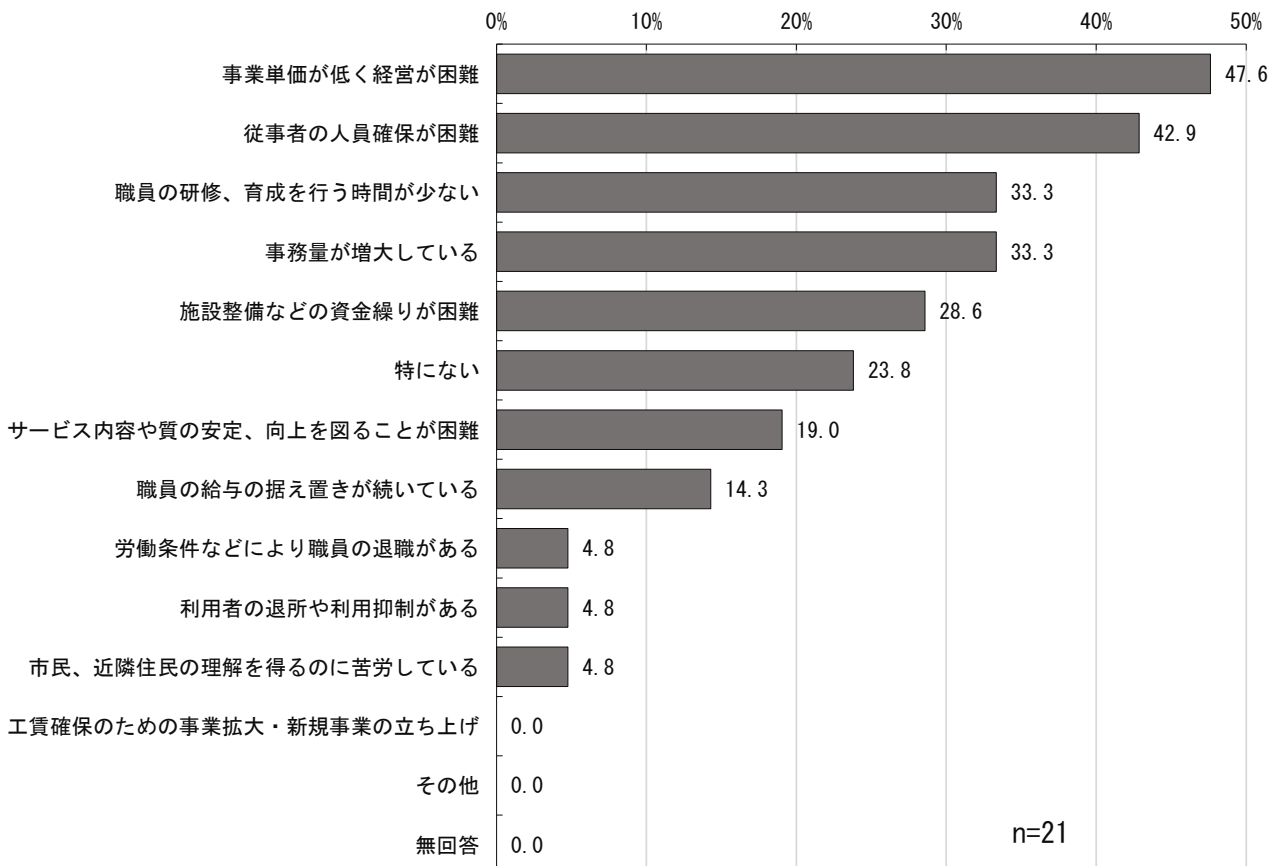
① 事業所におけるサービス提供の状況について

「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」が33.3%と最も高く、次いで、「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」(28.6%)、「職員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」(14.3%)の順に多い。



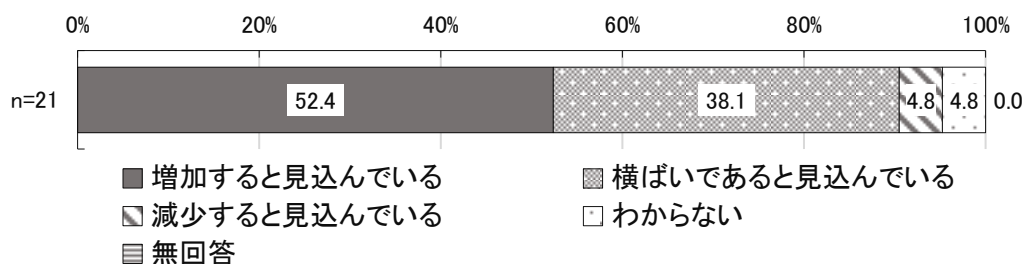
② 経営上の課題について

「事業単価が低く経営が困難」が47.6%と最も高く、次いで、「従事者の人員確保が困難」(42.9%)、「職員の研修、育成を行う時間が少ない」と「事務量が増大している」(同じで33.3%)、「施設整備などの資金繰りが困難」(28.6%)などの順に多い。

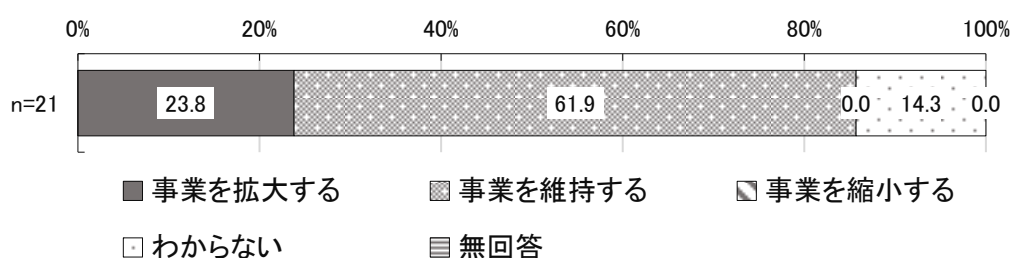


③サービス利用の希望人数と事業展開について

サービス利用希望者数の見込については、「増加すると見込んでいる」が52.4%と最も高く、次いで、「横ばいであると見込んでいる」(38.1%)、「減少すると見込んでいる」と「わからない」(同じで4.8%)の順に多い。

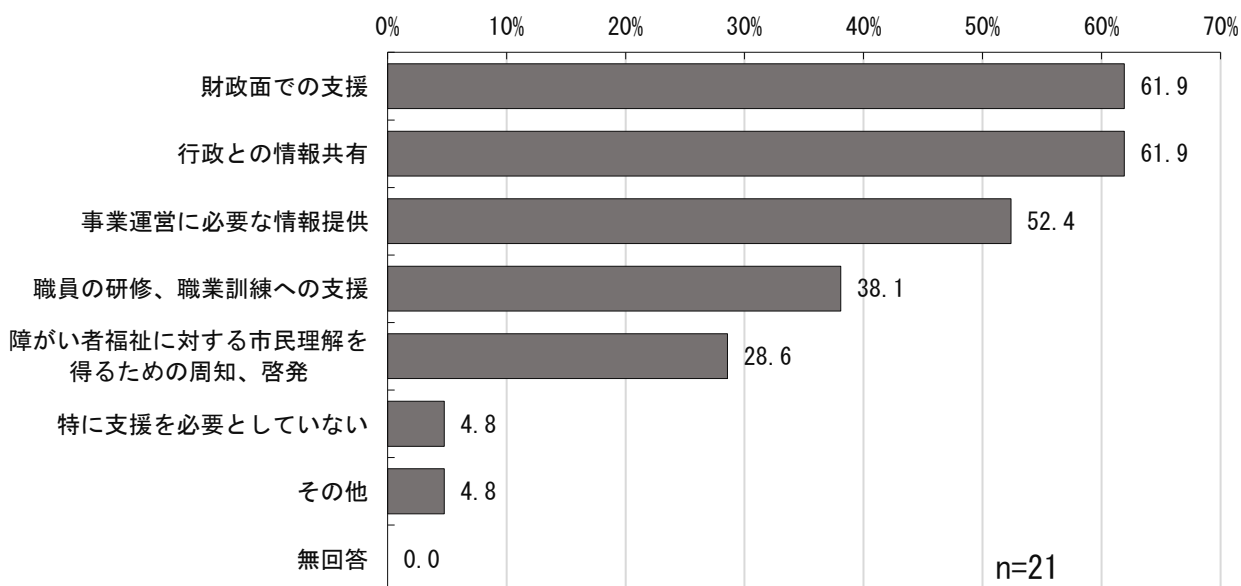


今後の事業展開については、「事業を維持する」が61.9%と最も高く、次いで、「事業を拡大する」(23.8%)、「わからない」(14.3%)の順に多い。



④今後の事業運営にあたって必要な行政等の関係機関の支援について

「財政面での支援」と「行政との情報共有」が同じで61.9%と最も高く、次いで、「事業運営に必要な情報提供」(52.4%)、「職員の研修、職業訓練への支援」(38.1%)、「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」(28.6%)などの順に多い。



第3章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進

第1節 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の実績

第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画において設定した目標値と実績（見込）値は次のとおりです。

1. 数値目標と実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目		数値	考え方
基準	2016(H28)年度末時点の入所者数(A)	53人	2016(H28)年度末時点の入所者数
	目標年度入所者数(B)	51人	2020(R2)年度末時点の利用見込
目標値	削減見込(A-B)	2人 (3.8%)	差引減少見込み数 (2%削減することを基本)
	地域生活移行者数	13人 (24.5%)	施設入所からGH(グループホーム)等へ移行した者の数(2016(H28)年度末時点の入所者数の9%以上が2020(R2)年度末までに地域生活へ移行することを基本)
実績値	目標年度入所者数(C)	53人	
	削減見込(A-C)	0人 (0.0%)	
	地域生活移行者数	0人 (0.0%)	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値		考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場	目標値	1カ所	本市の保健師と連携しながら検討
	実績値	1カ所	地域医療ミーティング(年4回)

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値		考え方
地域生活支援拠点等の整備	目標値	1カ所	自立支援協議会と連携しながら検討
	実績値	1カ所	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目		数値	考え方
基準	2016(H28)年度の一般就労移行者数	0人	2016(H28)年度において一般就労へ移行した人数
	2016(H28)年度末の就労移行支援事業の利用者数	7人	2016(H28)年度末において就労移行支援事業を利用した人数
目標値	2020(R2)年度中の就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数	5人	2016(H28)年度の一般就労移行者数を5割以上増加
	2020(R2)年度末時点の就労移行支援事業利用者数	8人	2016(H28)年度末時点の就労移行支援事業利用者数を2割以上増加
	2020(R2)年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数の割合	5割	2020(R2)年度末における就労移行率3割以上の事業所数の割合を5割以上
	2020(R2)年度末時点の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	8割	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上
実績値	2020(R2)年度中の就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数	3人	
	2020(R2)年度末時点の就労移行支援事業利用者数	11人 (1.6倍)	
	2020(R2)年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数の割合	—	※現在、赤磐市内に就労移行支援事業所はないため実績数値なし
	2020(R2)年度末時点の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	8割	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

	項目	数値	考え方
目 標 値	2020(R2)年度末時点の 児童発達支援センターの設 置数	1カ所	2020(R2)年度末までに、児童発達支援センターを1 カ所以上設置
	2020(R2)年度末時点の 保育所等訪問支援事業所の 設置数	2カ所	2020(R2)年度末までに、保育所等訪問支援事業所 を1カ所以上設置
	2020(R2)年度末時点の 主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援及び放課 後等デイサービス事業所	1カ所	2020(R2)年度末までに、主に重症心身障害児を支 援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事 業所を1カ所以上設置
	2018(H30)年度末時点の 保健、医療、障害福祉、保 育、教育等の関係機関等が 連携を図るための協議の場	1カ所	2018(H30)年度末までに、保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議 の場を設置自立支援協議会と連携しながら検討
実 績 値	2020(R2)年度末時点の 児童発達支援センターの設 置数	1カ所	2017(H29)年4月1日設置
	2020(R2)年度末時点の 保育所等訪問支援事業所の 設置数	1カ所	2018(H30)年10月1日設置
	2020(R2)年度末時点の 主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援及び放課 後等デイサービス事業所	0カ所	2021(R3)年度設置予定
	2018(H30)年度末時点の 保健、医療、障害福祉、保 育、教育等の関係機関等が 連携を図るための協議の場	0カ所	備前市、和気町と合同で行うことができないか検討 中

2. 障害福祉サービスの提供

第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画において設定した障害福祉サービスの見込値と実績値は、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	2018(H30)年度		2019(R元)年度		2020(R2)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
居宅介護	実利用者数 (人/月)	46	55	44	49	42	50
	延利用量 (時間/月)	687.8	429.0	613.0	465.0	538.0	492.0
重度訪問介護	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	1	2
	延利用量 (時間/月)	235.0	193.0	235.0	244.0	235.0	303.0
同行援護	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	1	1
	延利用量 (時間/月)	14.0	9.0	14.0	20.0	14.0	16.0
行動援護	実利用者数 (人/月)	3	2	3	2	3	3
	延利用量 (時間/月)	93.0	69.0	93.0	52.0	93.0	59.0
重度障害者等包括支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用量 (時間/月)	0	0.0	0	0.0	0	0

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	2018(H30)年度		2019(R元)年度		2020(R2)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
生活介護	実利用者数 (人/月)	128	126	132	126	137	119
	延利用量 (時間/月)	2,529	2,252	2,608	2,372	2,707	2,118
自立訓練(機能訓練)	実利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	0
	延利用量 (時間/月)	22	0	22	0	22	0
自立訓練(生活訓練)	実利用者数 (人/月)	4	8	5	5	6	4
	延利用量 (時間/月)	73	82	92	97	109	64
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	8	9	8	11	8	10
	延利用量 (時間/月)	99	180	99	184	99	172
就労継続支援(A型)	実利用者数 (人/月)	122	91	140	67	161	72
	延利用量 (時間/月)	2,095	1,866	2,236	1,453	2,377	1,467
就労継続支援(B型)	実利用者数 (人/月)	80	86	83	83	86	91
	延利用量 (時間/月)	1,331	1,441	1,381	1,393	1,431	1,590
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	5	1	5	2	5	12
療養介護	実利用者数 (人/月)	10	10	10	11	10	12
短期入所(福祉型)	実利用者数 (人/月)	10	14	11	16	12	14
	延利用量 (日/月)	36	63	40	77	44	53
短期入所(医療型)	実利用者数 (人/月)	11	4	15	6	19	4
	延利用量 (日/月)	35	10	48	42	60	19

(3) 居住系サービス

サービス名	単位	2018(H30)年度		2019(R元)年度		2020(R2)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	2	0	2	0	2	0
共同生活援助(グループホーム)	実利用者数 (人/月)	36	41	39	40	42	52
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	52	57	51	52	51	53

(4) 相談支援

サービス名	単位	2018(H30)年度		2019(R元)年度		2020(R2)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	65	45	70	58	75	63
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	3	0	3	0	3	0
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	2	1	1	1	1	1

(5) 児童福祉法による障害児通所サービス

サービス名	単位	2018(H30)年度		2019(R元)年度		2020(R2)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	120	115	135	118	150	115
	延利用量 (日/月)	538	595	605	607	673	597
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	2	0	3	0	4	0
	延利用量 (日/月)	10	0	15	0	20	0
医療型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	1	0	2	0	3	0
	延利用量 (日/月)	10	0	20	0	30	0
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	90	136	103	135	116	191
	延利用量 (日/月)	904	946	1,012	904	1,140	1,151
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	5	1	10	2	15	2
	延利用量 (日/月)	5	2	10	2	15	2
障害児相談支援	(人/月)	40	54	46	26	52	45
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	1	0

3. 地域生活支援事業の実施

第五期障害福祉計画において設定した地域生活支援事業の見込値と実績値は、次のとおりです。

地域生活支援事業	単位	2018(H30)年度		2019(R元)年度		2020(R2)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	無
障害者相談支援事業	力所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	4	5	4	5	4	4
手話通訳者派遣事業	人/年	30	53	35	86	40	78
要約筆記者派遣事業	人/年	10	10	10	13	10	8
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	6	6	6	3	6	1
自立生活支援用具	件/年	7	7	7	6	7	6
在宅療養等支援用具	件/年	9	8	9	4	9	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	10	13	9	13	9
排泄管理支援用具	件/年	940	533	940	530	940	530
居宅生活動作補助用具	件/年	4	0	4	1	4	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	7	3	7	12	7	0
移動支援事業							
利用者数(月)	人/月	45	26	50	26	55	18
延利用時間	時間/月	2,720	166	3,020	111	3,354	120
地域活動支援センター機能強化事業							
市内	力所	1	1	1	1	1	1
	人/月	10	10	10	10	10	10
市外	力所	5	2	5	2	5	2
	人/月	5	3	5	3	5	3
日中一時支援事業	人/月	33	14	33	63	33	71
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	10	3	10	1	10	4

第2節 障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたって

1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、「赤磐市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は 2020（令和2）年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

■障害福祉計画・障害児福祉計画の「基本指針」について

◎基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。

◎都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する。（今回の計画期間は 2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）

■「基本指針」見直しの主なポイント

○ 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加
- ・ギャンブル等の依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項の追記

○ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組の一層の促進
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備の推進
- ・地域共生社会の実現に向け農福連携の更なる推進と、多様なニーズに対応した就労支援として大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援を追記

○「地域共生社会」の実現に向けた取組

・包括的な支援体制の構築に取り組む必要性と、相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施する新たな事業の活用も検討して体制整備を進めることを追記

○ 発達障害者等支援の一層の充実

・発達障害者等の家族等への支援体制の充実や専門医療機関の確保等について追記

○ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

・難聴障害児の支援体制づくりの方向性を追記
・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を追記
・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について追記
・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について追記

○ 相談支援体制の充実・強化等

・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組の推進

○ 障害者による文化芸術活動の推進

・関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置推進を追記

○ 障害福祉サービス等の質の向上

・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集する取組について追記

○ 障害福祉人材の確保

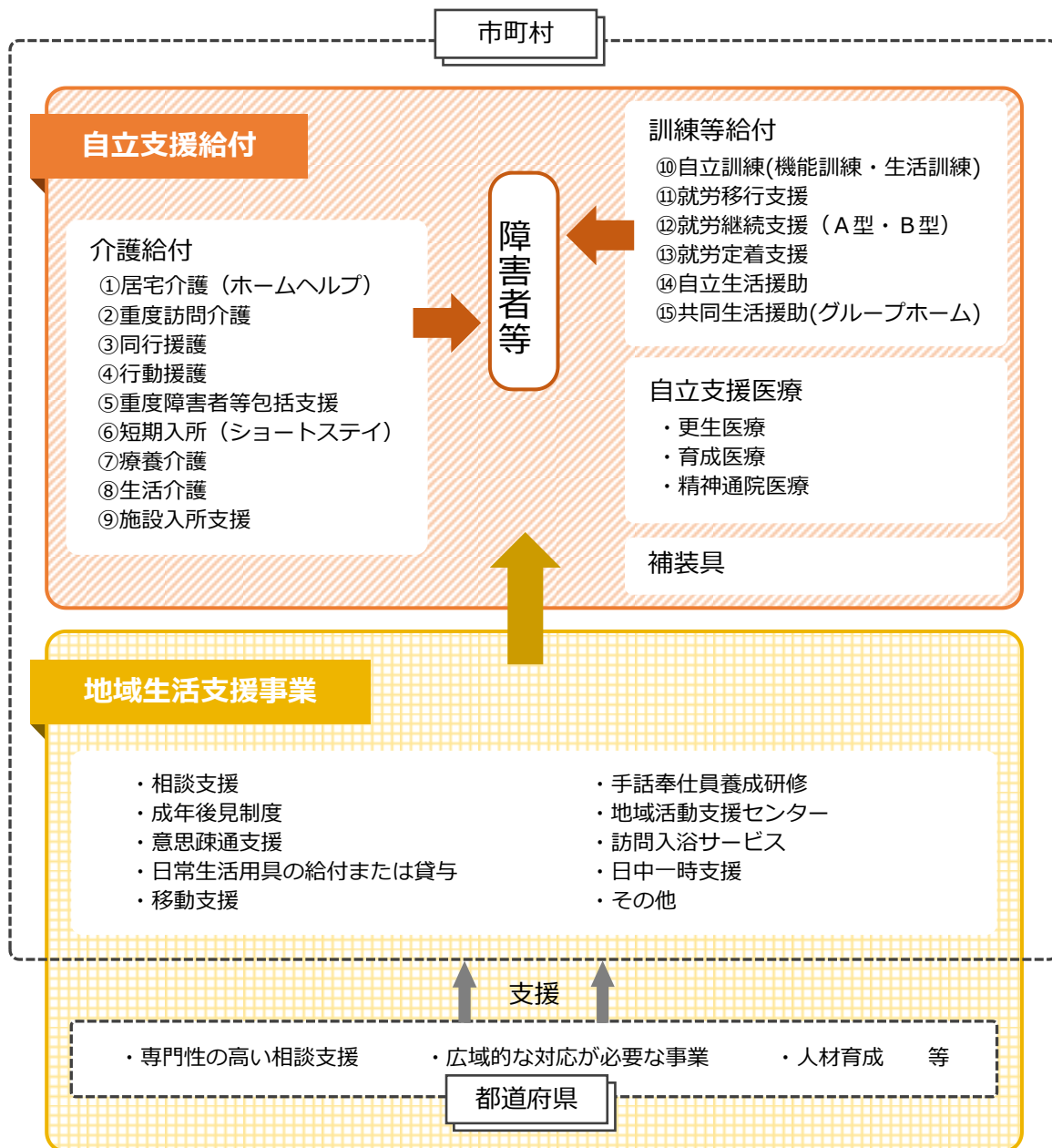
・将来にわたり安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と人材を確保していく必要があることを追記
・人材確保のため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関する周知・広報の実施等、関係者が協力して取り組んでいく必要性を追記

2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

サービスは、障害のある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

■障害福祉サービス等の体系（概念図）



3. サービス利用者の状況

(1) 障害支援区分の認定状況

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1～6となっています。2020(令和2)年4月1日現在の認定者は237人です。

(単位:人)

障害支援区分		単位	実績			見込み		
			2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
低い ↑ 支援の 必要度 ↓ 高い	1	人	3	2	1	1	1	1
	2	人	42	46	40	39	38	37
	3	人	42	49	49	53	57	61
	4	人	42	36	38	36	34	32
	5	人	42	36	36	33	30	27
	6	人	64	71	73	78	83	88
合計		人	235	240	237	240	243	246

各年度4月1日現在

(2) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービス支給決定者数は2020(令和2)年4月1日現在401人です。

(単位:人)

	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
支給決定者	人	412	402	401	405	410	415

各年度4月1日現在

(3) 地域生活支援事業支給決定者

地域生活支援事業支給決定者数は、障害福祉サービス支給決定者の55%程度です。

(単位:人)

	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
支給決定者	人	216	213	222	225	228	231

各年度4月1日現在

第3節 基本指針に基づく目標値

1. 成果目標について

国の基本指針に示されている成果目標については、次のとおりです。

■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	2023(令和5)年度末までに各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討
(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行	2023(令和5)年度末までに 2019(令和元)年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	2023(令和5)年度末時点の施設入所者数を 2019(令和元)年度末時点と比べて 1.6%以上削減
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	2023(令和5)年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を 2019(令和元)年度実績の 1.27 倍以上(移行支援事業: 1.30 倍以上、就労A型:概ね 1.26 倍以上、就労B型:概ね 1.23 倍以上)
	2023(令和5)年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	2023(令和5)年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置
	2023(令和5)年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	2023(令和5)年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保
	2023(令和5)年度末までに県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	2023(令和5)年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	2023(令和5)年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する別表に掲げる事項を実施する体制を構築

2. 成果目標に対する目標値

障害者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき 2023(令和5)年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

現状は、市内に入所施設がなく、共同生活援助の数も少ない状況です。

項目	現状値	2023(R5)年度(目標値)
地域生活支援拠点等	—	1カ所
年1回以上運用状況を検証・検討	—	年1回

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

2023(令和5)年度末までに 2019(令和元)年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活(グループホーム等)へ移行するとともに、2023(令和5)年度末時点の施設入所者数を 2019(令和元)年度末時点と比べて 1.6%以上削減する成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

項目	令和元年度(現状値)	2023(R5)年度(目標値)
入所者数	52	51
地域生活への移行者数(人)	1	4(7.7%)
施設入所者数の削減見込(人)	1	1(1.9%)

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

2023(令和5)年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を 2019(令和元)年度実績の 1.27倍以上(移行支援事業:1.30倍以上、就労A型:概ね 1.26倍以上、就労B型:概ね 1.23倍以上)とする成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

項目	2019(R元)年度(現状値)	2023(R5)年度(目標値)
年間一般就労移行者数(人)	7	9(1.3倍)
移行支援事業	5	6(1.2倍)
就労A型	2	2(1.0倍)
就労B型	0	1(—)

② 就労定着支援事業の利用者数

2023(令和5)年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	2023(R5)年度(目標値)
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	2人

③ 就労定着率

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	2023(R5)年度(目標値)
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	※現在、赤磐市内に就労移行支援事業所はない

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

2017(平成 29)年4月から、発達に心配や遅れのある子どもに継続した支援をするために設置しています。

項目	現状値	2023(R5)年度(目標値)
児童発達支援センター	1カ所	1カ所

② 保育所等訪問支援の充実

2018(平成 30)年 10 月から、発達に心配や遅れのある子どもに継続した支援をするために設置しています。

項目	現状値	2023(R5)年度(目標値)
保育所等訪問支援実施体制	1カ所	2カ所

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

2023(令和5)年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する成果目標について実施します。

項目	現状値	2023(R5)年度(目標値)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	0カ所	1カ所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	0カ所	1カ所以上

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、2023(令和5)年度までに医療的ケア児支援の協議の場を近隣市町と連携して設置します。

項目	現状値	2023(R5)年度(目標値)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	近隣市町村(圏域)で協議中	2023(R5)年度までに医療的ケア児支援の協議の場を近隣市町と連携して設置する
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	研修修了者の確保中	1人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

2023(令和5)年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する成果目標について、障害者や家族の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者などの権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援事業所や子ども・障がい者相談支援センターなどを中心に地域のさまざまな関係機関との調整、ネットワークの構築を図る。相談の質を高めることで、地域生活に必要なさまざまなサービスが適切に利用できるように相談体制の充実を図ります。

項目	現状値	2023(R5)年度(目標値)
総合的・専門的な相談支援の実施	2～3回/年	障害者や家族の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者などの権利擁護のために必要な援助を行う
地域の相談支援体制の強化	2～3回/年	相談支援事業所や子ども・障がい者相談支援センターなどを中心に地域のさまざまな関係機関との調整、ネットワークの構築を図る。相談の質を高めることで、地域生活に必要なさまざまなサービスが適切に利用できるように相談体制の充実を図る

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2023(令和5)年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する成果目標について、事業者サービス従事者の研修を定期的に受講することを推進します。また、研修会の実施や、情報共有の機会を設けます。

項目	現状値	2023(R5)年度(目標値)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	1～2回/年	事業者サービス従事者の研修を定期的に受講することを推進する。研修会の実施、情報共有の機会を設ける

第4節 障害福祉サービスの見込みと確保策

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次のとおり設定します。

1. 訪問系サービス

区分	内容
居宅介護	自宅で入浴、食事等を介助するサービス
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅での介助や外出時の移動を補助するサービス
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス
行動援護	知的障害や精神障害により常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動を補助するサービス
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス

居宅介護の利用増加や、近年の行動援護や重度訪問介護の利用ニーズを踏まえ、各サービスの見込み量を次のように設定します。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
居宅介護	人/月	55	49	50	50	50	50
	時間/月	429.0	465.0	492.0	510.0	510.0	510.0
重度訪問介護	人/月	1	2	2	2	2	2
	時間/月	193.0	244.0	303.0	350.0	350.0	350.0
同行援護	人/月	1	1	1	2	2	2
	時間/月	9	20	16.0	28.0	28.0	28.0
行動援護	人/月	2	2	3	3	3	3
	時間/月	69.0	52.0	59.0	60.0	60.0	60.0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

市内の事業所数は 2020 (令和2) 年 10 月 1 日現在、居宅介護が5事業所、重度訪問介護が2事業所、同行援護が1事業所です。行動援護と重度障害者等包括支援事業所はありません。

今後、サービス利用量の増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び質的向上を図るよう働きかけていきます。

また、従業者は資格が必要であるため、資格取得のための従業者養成研修等への参加及び専門的人材の確保に努めるよう働きかけていきます。

なお、重度訪問介護については訪問先が拡大され、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者が医療機関に入院した場合にも、医療従事者に本人に合った環境や生活習慣、特殊な介護方法について伝える等、一定の支援が受けられるようになったことから、これらの周知を図ります。

2. 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設での介護や創作的活動等の機会を提供するサービス
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援B型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス
就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行うサービス
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス
短期入所(福祉型、医療型)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合等に、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス

就労継続支援（A型・B型）等の利用増加が見込まれる中、特別支援学校の生徒の意向や今後の市内事業所の整備計画等を勘案し、各サービスの見込み量を次のように設定します。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
生活介護	人/月	126	126	119	120	120	120
	人日/月	2,252	2,372	2,118	2,171	2,171	2,171
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	22	22	22
自立訓練(生活訓練)	人/月	8	5	4	6	6	6
	人日/月	82	97	64	109	109	109
就労移行支援	人/月	9	11	10	12	12	12
	人日/月	180	184	172	210	210	210
就労継続支援A型	人/月	91	67	72	80	85	90
	人日/月	1,866	1,453	1,467	1,600	1,700	1,800
就労継続支援B型	人/月	86	83	91	95	95	95
	人日/月	1,441	1,393	1,590	1,520	1,520	1,520
就労定着支援	人/月	1	2	12	10	10	10
	人日/月	1	3	13	15	15	15
療養介護	人/月	10	11	12	12	12	12
	人日/月	300	338	361	390	390	390
短期入所(福祉型)	人/月	14	16	14	20	20	20
	人日/月	63	77	53	80	80	80
短期入所(医療型)	人/月	4	6	4	10	10	10
	人日/月	10	42	19	30	30	30

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

市内の事業所数は2020(令和2)年10月1日現在、就労継続支援A型は1事業所、就労継続支援B型は4事業所、自立訓練(生活訓練)は1事業所、就労移行支援・就労定着支援・自立訓練(機能訓練)はありません。

就労継続支援については、市外事業所の利用含め、広域的な連携・対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。

また、療養介護は長期入院による医療的ケアが必要な重度の障害者であり、主として大規模な医療機関が実施主体であり既存施設の利用が中心になるため、事業を実施する医療機関との連携により、適切なサービスの提供に努めます。

短期入所は市内4事業所となっており、現在のサービス体制の維持に努めるとともに、ニーズの高まりに対応するため事業所に対して施設整備等を働きかけます。

3. 居住系サービス

区分	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者等が自宅で自立した日常生活を営むため、1年間、定期的な巡回訪問や随時対応による相談、情報提供・助言を行うサービス
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス

共同生活援助(グループホーム)のニーズの高まりや今後の市内事業所の整備計画等を勘案し、各サービスの見込み量を次のように設定します。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
自立生活援助	人/月	0	0	0	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	41	40	52	50	55	55
施設入所支援	人/月	57	52	53	50	50	50

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

自立生活援助については、2018(平成30)年4月から始まったサービスですが、市内事業所では提供されていないことから、引き続き、市内事業所に対して提供体制の整備を促します。

グループホームについては、ニーズが高いことから、引き続き関係事業所に対して施設整備等を働きかけます。

4. 相談支援

区分	内容
計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や相談等の必要な支援を行うサービス
地域定着支援	自宅で一人で生活している障害者の方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス

相談支援や地域移行・定着支援は障害のある人の自立を促進する重要な支援であり、ニーズの高まりを受けて支援体制を強化する必要があるため、各サービスの見込み量を次のように設定します。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
計画相談支援	人/月	45	44	66	70	80	90
地域移行支援	人/月	0	0	0	3	3	3
地域定着支援	人/月	1	1	1	1	1	1

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

計画相談支援については、高まるニーズに対応できるように支援体制の強化に努めます。

5. 精神障害者支援

地域包括ケアの理念を広げて、精神障害者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障害やアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

区 分		内 容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します
精神障害者の地域移行支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します
精神障害者の地域定着支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します
精神障害者の共同生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します
精神障害者の自立生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します

(1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

① 協議の場の開催回数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
協議の場の開催	回	4	4	2	4	4	4

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、重層的な連携体制を構築するよう努めます。

② 協議の場への関係者の参加者数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
保健関係者	人	2	2	2	2	2	2
医療機関	精神科	0	0	0	1	1	1
	精神科以外	4	3	3	1	1	1
福祉関係者	人	3	3	3	3	3	3
介護関係者	人	0	0	0	2	2	2
当事者及び家族等	人	0	0	0	1	1	1

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

現在、本市では介護関係者や当事者及び家族等が協議の場に参加する体制には至っていませんが、引き続き保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催し、重層的な連携体制を構築するよう努めます。

③ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
目標設定及び評価の実施回数	回	—	—	—	0	1	1

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

精神障害者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築するための目標設定と評価を
行っており、重層的な連携体制を構築するために必要な回数を実施していきます。

(2) 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
精神障害者の地域移行支援(利用者数)	人	—	—	—	1	1	1
精神障害者の地域定着支援(利用者数)	人	—	—	—	1	1	1
精神障害者の共同生活援助(利用者数)	人	—	—	—	2	2	2
精神障害者の自立生活援助(利用者数)	人	—	—	—	1	1	1

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

多機関で連携することで支援体制を整え、実施の強化に努めます。

6. 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援については、アンケート結果から福祉サービスの中において現在の利用及び今後の利用意向の割合が最も高くなっているため、次に関する見込みを設定することにより、ニーズの高まりを受けとめられる相談支援体制の充実・強化をめざします。

区 分	内 容
総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みをそれぞれ設定します

(1) 総合的・専門的な相談支援

■実績と見込み量

区 分	単 位	実 績			見 込 み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
総合的・専門的な相談支援(特に高度な対応)	回	12	12	12	15	15	15

■見込み量の確保策

「りんくステーション(子ども・障がい者相談支援センター)」で子育てや障害に関する悩みを総合的に相談できる窓口としての業務を行っています。引き続き、相談支援専門員の確保等により、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の充実に努めます。

(2) 地域の相談支援体制の強化

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
地域の相談支援事業者 に対する訪問等による 専門的な指導・助言	件	0	0	0	1	1	1
地域の相談支援事業者 の人材育成の支援	件	1	1	1	1	1	1
地域の相談機関との 連携強化の取組の実施	回	1	1	1	1	1	1

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

事業所に対する訪問等による指導・助言や相談支援専門員等の人材育成、行政と地域の相談機関との連携を図る取組の実施等により、地域における相談支援体制を強化することに努めます。

7. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

区分	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定します
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	人	5	5	5	5	5	5

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に市職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につなげます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	無	無	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回	0	0	0	0	0	1

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

現在、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制はありませんが、2023(令和5)年度中に体制を構築することをめざします。

8. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、任意事業については実施している事業についての見込み量を設定することとします。

■地域生活支援事業

区分	事業	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター（機能強化事業を含む） 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター（機能強化事業を含む）	
任意事業	日常生活支援	訪問入浴サービス 生活訓練等 日中一時支援 地域移行のための安全生活支援（コーディネート事業）
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援 芸術文化活動振興 点字・声の広報等発行 自動車運転免許取得・改造助成
	就業・就労支援	知的障害者職親委託事業 更生訓練費支給事業
	障害支援区分認定等事務	
地域生活支援促進事業	障害者虐待防止対策支援事業 成年後見制度普及啓発事業	

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
災害時要援護者 サポート研修	回/年	0	0	0	1	1	1

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

自主防災組織及び学校等において研修を開催し、災害時における障害者等への情報伝達や避難誘導について講習や体験を行うことにより、地域社会での支援や障害者等への理解について啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
精神障害者 ふれあい促進事業	回/年	3	2	0	2	2	2

※2020 (R2) 年は新型コロナウイルス感染症のため開催できていません。

■見込み量の確保策

精神障害者とその家族を対象にふれあいの場を設け、交流や悩み相談、アドバイス等により障害者の自立促進を図ります。

(3) 相談支援事業

障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
障害者相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

障害者等やその家族等からの相談に対し、必要な情報提供や助言を行うため、専門的な職員を配置する等、相談支援の充実に努めるとともに、障害者等への虐待や差別の解消に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者等の関係機関と連携を図り、人権擁護のために必要な支援を行います。

また、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業所に対する専門的な助言や指導を行い、地域の相談支援体制の強化に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
成年後見制度利用支援事業	件	5	5	4	5	5	5

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

権利擁護が必要な場合には、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業または市の成年後見利用支援事業につなげます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

法人後見を実施する法人等が確保され制度が適切に運営されるよう、支援します。また、障害者の権利擁護が必要な場合には、成年後見制度の利用も含め適切に対応できるよう努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	回/年	53	86	78	86	95	105
要約筆記者派遣事業	回/年	10	13	8	8	8	8

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

意思疎通支援者の技術及び知識の向上を目的とした研修の開催、手話奉仕員の養成講座の開催、県等の開催する研修への参加等により、人材の養成・資質の向上と確保を図ることにより、意思疎通支援が必要な方への支援の充実を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害者等について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
介護・訓練支援用具	件/年	6	3	1	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	7	6	6	7	7	7
在宅療養等支援用具	件/年	8	4	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	9	9	10	10	10
排泄管理支援用具	件/年	533	530	530	540	540	540
居住生活動作補助用具 (住宅改修)	件/年	0	1	3	2	2	2

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

障害者が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障害の特性に応じた適切な日常生活用具の給付又は貸与に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
手話奉仕員養成研修事業(修了者)	人/年	3	12	0	9	9	9

※2020(R2)年は新型コロナウイルス感染症のため開催できていません。

■見込み量の確保策

広報等による周知啓発により手話奉仕員の養成につなげ、支援を必要とする方に適切な支援が届くように努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
事業所数(市外含)	カ所	18	18	20	21	21	21
利用者数	人/月	26	26	18	28	28	28
利用延時間	時間/月	166	111	120	140	140	140

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

アンケート結果からも今後の利用意向が高くなっており、ニーズの高まりに応じた提供体制を市外の事業所を含めて確保するよう努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

障害者等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通して自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
事業所数	カ所(市内)	1	1	1	1	1	1
登録者数	人/月	10	10	10	10	10	10
利用者数	人/月	10	10	10	10	10	10

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図り、障害に対する理解促進に努めます。

【任意事業】

(1) 日常生活支援

① 日中一時支援

障害者等の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
事業所数(市外含)	カ所	28	30	31	33	35	37
利用者数	人/月	14	63	71	80	90	101
利用延回数	回/月	94	260	440	454	511	574

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

市内外の事業所と連携して、現状のサービスを維持することに努めます。

(2) その他の任意事業

その他の任意事業として、次の事業を実施しています。

■実績と見込み量

区分		実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
点字・声の広報等発行		12	12	12	12	12	12
自動車運転免許取得助成	人/年	1	0	3	1	1	2
自動車改造助成	人/年	2	1	1	1	1	1
障害支援区分認定等事務		103	104	98	100	105	110

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

障害者の社会参加に必要な事業のため、引き続き実施していきます。

(3) 地域生活支援促進事業

障害者虐待防止対策支援事業は、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、地域における行政、福祉、医療、司法等の関係する機関や団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的としています。

また、成年後見制度普及啓発事業は、成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

関係機関との連携を十分に図ることで、虐待の防止や早期発見・早期対応と、成年後見制度の普及啓発に努めます。

第5節 障害児支援の見込みと確保策

障害児支援を行うには、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害児のライフステージに応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害児が障害児支援を利用することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障害児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

1. 障害児通所支援等

区分	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス
障害児相談支援	障害児の福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します

ニーズの高まりにより利用者が増加しているサービスについては、利用の増加率や事業所・施設の整備状況等を勘案した上で、各サービスの見込み量を次のように設定します。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
児童発達支援	人/月	115	124	124	125	125	125
	人日/月	595	614	633	637	637	637
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	2	5	5
	人日/月	0	0	0	20	50	50
放課後等デイサービス	人/月	136	135	191	190	195	200
	人日/月	946	904	1,151	1,135	1,165	1,195
保育所等訪問支援	人/月	1	2	2	5	5	5
	人日/月	2	2	2	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	3
	人日/月	0	0	0	0	0	15
障害児相談支援	人/月	54	26	45	60	70	80
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	1	2	2

2020(R2)年は見込み値

■見込み量の確保策

事業所等と連携して、ニーズの高まりに応じた施設整備や受け入れ体制の構築を行っていきます。

居宅訪問型児童発達支援は、2018(平成30)年4月から始まったサービスですが、市内事業所では提供されていないことから、2023(令和5)年までに提供できるように努めます。

医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、2021(令和3)年から配置するように努めます。

2. 子ども子育て支援

本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量の確保、教育・保育の質の向上による子ども・子育て支援の充実をめざして「赤磐市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しています。

障害児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障害児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められているため、その見込み量を次のように設定します。

(1) 保育園・幼稚園における障害児の受け入れ

■実績と見込み量

区分		実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
保育園・幼稚園 認定こども園	3歳未満(人)	13	12	9	10	11	12
	3歳以上(人)	84	69	65	68	71	75

2020 (R2) 年は見込み値

■見込み量の確保策

保育園・幼稚園の通所の対象となる児童は、集団保育が可能かつ日々通所できる児童としています。2020(令和2)年5月1日時点で障害児を受け入れている園は13園となっており、通所対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における障害児の受け入れ

■実績と見込み量

区分		実績			見込み		
		2018 (H30)年	2019 (R元)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
放課後児童健全育成事業	低学年	42	58	53	61	70	80
	高学年	24	19	18	16	14	12

実績は各年度4月1日現在

■見込み量の確保策

児童クラブの入会の対象となる児童は、集団活動が可能な児童としています。2020(令和2)年4月1日時点で障害児を受け入れている児童クラブは14カ所となっており、通所対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。

第4章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

(1) 庁内関係機関との連携

障害のある人に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたります。そのため社会福祉課が中心となり、他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関連機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校など、国や県の機関、また、障害者や障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関などの関係者で構成する「赤磐市障害者自立支援協議会」と協力して、地域ネットワークの充実を図ります。

2. 計画の点検・評価

(1) 点検・評価の方針

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画に「PDCAサイクル」を導入することを定めています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

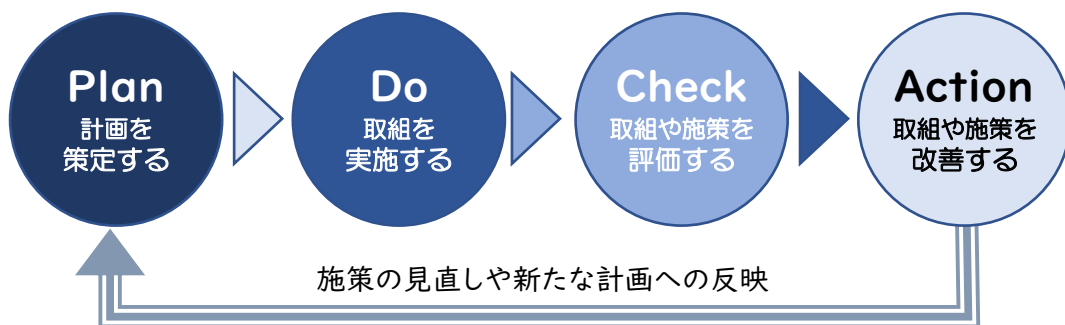
本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」等の目標値を「成果目標」とし、障害福祉サービスの見込み量を「活動指標」としています。

国の基本指針では、「①成果目標については、少なくとも1年ごとの評価を行うこととする。②障害福祉サービス等の利用実績(活動指標)については、毎月の利用者数や利用時間、利用日数が把握できることから、評価は、より高い頻度で行うことが望ましい。」としています。

このため、本計画については、「PDCAサイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、点検・評価及び改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、赤磐市障害者自立支援協議会などを活用することにより、関係者の意見を聴く中で検討を行っていきます。

▼PDCAサイクルのイメージ



(2) 点検・評価の方法

庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

また、必要に応じて赤磐市障害者自立支援協議会など関係機関の協力を得ながら、計画の進捗状況の報告及び評価を行い、評価結果は広く市民に公表することで、進行管理の透明性を図ります。

1. 赤磐市障害福祉計画策定委員会規則

平成 17 年 3 月 7 日

規則第 109 号

(設置)

第 1 条 赤磐市障害福祉計画の策定について必要な事項を検討するため、赤磐市障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画の見直しに関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、市職員及び学識経験者、保健医療関係者、障害者福祉の関係者等の中から市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総轄し、副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 20 日規則第 5 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2. 赤磐市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会委員名簿

	所属団体等	氏名	備考	
1	保健医療関係者	井上 慶郎	赤磐医師会	副委員長
2	学識経験者	小田桐 早苗	川崎医療福祉大学	
3	福祉及び公益を代表する者	矢吹 一郎	赤磐市民生委員児童委員協議会 山陽地区副会長	
4	福祉及び公益を代表する者	西村 公夫	赤磐市障害者自立支援協議会 会長	委員長
5	福祉及び公益を代表する者	花房 由美	あかいわ児童発達支援センター 所長	
6	学校・行政機関等関係者	梶谷 淳子	岡山県立東備支援学校 校長	
7	学校・行政機関等関係者	梶谷 和寛	和気公共職業安定所 所長	
8	関係団体を代表する者	岩本 峯子	赤磐市手をつなぐ親の会 会長	
9	関係団体を代表する者	山部 博通	赤磐市身体障害者福祉連合会 会長	
10	関係団体を代表する者	久山 義訓	わかたけ会(精神障害者家族会) 会長	

赤磐市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行日:2021(令和3)年3月

発行:岡山県赤磐市

編集:保健福祉部 社会福祉課

〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344

TEL:086-955-1115 FAX:086-955-1118

Mail:shafuku@city.akaiwa.lg.jp